

早稲田大學政治經濟學會論文コンクール 優秀作論文集 第25回（2024年度）

目次

巻頭の辞 鎮目雅人 1

講評 高橋百合子 2

〈学部学生部門（Undergraduate student category）〉

【数理・統計計量部門（Category of Theoretical Analysis and Statistical/Quantitative Analysis）】

最優秀賞（Most outstanding essay award）

連携中枢都市圏構想によるコンパクト化の効果検証

——病院の周辺地域に着目して——

..... 経済学科 石野有真 4

優秀賞（Outstanding essay award）

社会規範が障害を持つ労働者への差別に与える影響：

カンボジアにおける無作為化比較実験

..... 経済学科 石井希海 22

国際政治経済学科 早川みゆき

【歴史・思想・その他部門（Category of History, Philosophy and other）】

優秀賞（Outstanding essay award）

植民地朝鮮知識人の「東亜協同体論」

——「対日協力」の論理を解き明かす——

..... 政治学科 山中岳 44

巻頭の辞

早稲田大学政治経済学会 会長
鎮 目 雅 人

早稲田大学政治経済学院は、在学中に修得すべき最も重要な力の一つとして、学術的な研究能力を挙げています。その成果として、学術論文（卒業論文、修士論文、博士論文等）を重視し、対話型教育の充実を図っています。各種演習を通じて得た知識や分析スキルを活かし、主体的な研究を行い、その成果を演習論文としてまとめることが、重要な学びであると考えています。

本学会が主催する論文コンクールは、こうした教育理念を具現化する制度の一つです。学生と教員が互いに知的刺激を受けながら学び合い、研究テーマへの理解を深めるとともに、根拠に基づいた論理的な思考力を養うことを目的としています。毎年度、多くの論文が寄せられていることは、学生の皆さんがこの理念に積極的に取り組んでいることの証しでもあります。教職員一同、その姿勢を誇りに思っています。

第25回となる本年度は、学部学生から28点、大学院生（修士課程）から1点、計29点の応募がありました。そのうち共同論文が7点を占め、応募者総数は42名にのびます。また、英語で執筆された論文も7点含まれています。

厳正な審査の結果、学部学生部門で「数理・統計計量部門」から最優秀賞、優秀賞、「歴史・思想・その他部門」から優秀賞が、学会賞に値する論文として1点ずつ選ばれました。

受賞者の皆さん、誠におめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。また、惜しくも選に漏れた応募者の皆さんも、研究成果を論文としてまとめ、積極的に挑戦されたことに敬意を表します。

最後に、本年度の論文審査に尽力して下さった審査委員長の高橋百合子准教授をはじめ、審査委員の皆さま、審査に携わった教員や博士課程院生の皆さまに、この場を借りて心より御礼申し上げます。

講 評

早稲田大學政治經濟學會 総務委員長

高 橋 百合子

2024 年度論文コンクールには 29 本の応募がありました。その内、大学院生から 1 作品、学部学生から 28 作品の応募がありました。分野別にみると、数理・統計計量部門への応募が 24 作品、歴史・思想・その他部門への応募が 5 作品でした。厳正な審査の結果、以下の 3 作品を顕彰いたします。以下、審査員の評価にもとづき内容を紹介し、各作品の業績を讃えます。おめでとうございます。

数理・統計計量部門（学部学生）

最優秀賞

〔石野 有真〕

連携中枢都市圏構想によるコンパクト化の効果検証～病院の周辺地域に着目して～

日本において、人口減少や少子高齢化が社会課題としての重要性を増し、社会経済システムの抜本的な改革が必要とされる中、それへの対応策の一つとして「連携中核都市圏構想」が推進される。本研究は、同構想の成果について、人々の生命や健康にとって重要な役割を果たしている「病院」に着目し、実際にコンパクト化がどの程度達成されているかについて、最新の因果推論手法（Staggered Difference in Differences）を用いて厳密な検証を行った点が高く評価できる。その分析から得られたエビデンスに基づく政策的含意が導かれている点で新規性が高く、査読付き専門誌に投稿可能な水準の論文である。

優秀賞

〔石井 希海・早川みゆき〕

社会規範が障碍を持つ労働者への差別に与える影響：カンボジアにおける無作為化比較実験

本論文は、カンボジアの 411 世帯を対象にアンケート形式で実験を実施し、そのデータを基に分析を行った点は、学部学生の論文として非常に精力的で評価に値する。また、分析内容は丁寧に進められており、分析結果に関する考察も説得力がある。一方で、収集されたデータには、実験参加者の従事する職業内容など考慮すべき情報が十分含まれていない点が課題として挙げられる。また、本論文の重要な部分をなす異質性分析を行った目的を、より明確にする必要性も指摘される。

歴史・思想・その他部門（学部学生）

優秀賞

[山中 岳]

植民地朝鮮知識人の「東亜協同体論」―「対日協力」の論理を解き明かす―

本論文は、植民地時代の朝鮮人知識人が、東亜協同体論に示した反応について、事例に即して具体的に解明している。かれらが「皇民化」をいわば積極的に受け入れていった理由について興味深い説明を行っている。研究史はよく整理されており、問題意識は明確である。その一方で、理論的な関心が先走ってしまい、過去と現在との対話を支える、何か未知なものが掬い上げられるまでには至っていない。分析モデルそのものを支えている構造への洞察が深まれば、大きく改善する可能性が見受けられる。

これらの作品以外にも、優れた応募作品が多数寄せられました。数理・統計計量、思想・歴史・その他の分野においても、研究内容や方法は年々進化を続けています。来年度も引き続き論文コンクールを実施いたします。学部生、大学院生の皆さんからの積極的なご応募をお待ちしております。

〈学部学生部門 (Undergraduate student category)〉

【数理・統計計量部門 (Category of Theoretical Analysis and Statistical/Quantitative Analysis)】

最優秀賞 (Most outstanding essay award)

連携中枢都市圏構想によるコンパクト化の効果検証

～病院の周辺地域に着目して～

早稲田大学政治経済学部経済学科

4年 石 野 有 真

要旨

日本では人口減少や少子高齢化が社会課題として日に日に存在感を増しており、一部の市町村では行政サービスや生活機能の維持が困難になっていくことが予期される。このような状況に対処すべく、ある地域において一定の規模を持つ市（連携中枢都市）が中心となっており、その周辺の市町村（連携市町村）と連携を取り合うことで、コンパクト化やネットワーク化による地域の経済活動の活性化や都市機能の発展、および生活機能の維持を図る政策である連携中枢都市圏構想が国によって進められてきた。本研究の目的は、この連携中枢都市圏構想の成果について、特にコンパクト化の観点から検証することである。本研究ではコンパクト化について地理的な情報を考慮して検証するために、生活機能を維持するうえで重要な施設の一つである病院に着目し、結果変数として病院周辺の人口割合と病院最寄りの標準地の公示地価の二つを作成した。これらの変数は、前者は集積を進めるための機能を有したエリアへの移住の度合い、後者は都市機能や生活機能の利便性の度合いに関する指標としての役割が期待される。本稿では、対照群を連携中枢都市圏構想に参画していない市町村としたうえで、連携中枢都市を処置群とする分析と、連携市町村を処置群とする分析を実行した。すなわち、処置群が2グループ、結果変数が2つ存在するため、計4通りの分析が行われた。分析には、処置のタイミングが同一ではないことと、処置群と対照群では財政状況や人口規模などに差異があるために並行トレンドの仮定が成立するかどうかに懸念があるという2つの課題を踏まえて、Callaway and Sant'Anna (2021) による Staggered Difference in Differences を用いて分析を行う。本手法は Doubly-Robust estimator を用いることで、共変量で条件付けた並行トレンドの仮定の下で推定が可能となる。すなわち市町村間の属性の差異について考慮することができるため、本分析に適した手法である。分析の結果、病院周辺人口割合への影響は確認できなかったが、病院最寄りの標準地の公示地価は連携中枢都市と連携市町村の両方において上昇する傾向が見られた。特に連携中枢都市を処置群として結果変数を病院最寄りの標準地の公示地価とした分析では、全期間の平均処置効果が5%水準で統計的に有

意であり、3.21%の増加が生じたと推定された。これらの結果から、コンパクト化を進める重要性が高いと考えられる病院の周辺地域への移住の促進はなされなかったものの、その地域の都市機能や生活機能については向上したと解釈することができる。本研究の主な課題としては、病院以外の施設、例えば商業施設などに着目した分析が行えていない点や、ネットワーク化を考慮していない点が挙げられる。また、あくまで平均的な効果を見ているに過ぎず、個々の市町村について見た際に必ずしも同様の結果が得られるとは限らないため、個々の事例に関する検証も進めていく必要があるだろう。

1. イントロダクション

少子高齢化が進み、地方から都市への人口流出が進んでいる中、地方創生の重要性は増している。地方が衰退していくなかで、地方活性化を促す政策の一つとして、ある地域において人口20万人以上でなおかつ昼夜間比率1以上を基準に一定の規模を持つ市（連携中枢都市）が中心となって、その周辺の市町村（連携市町村）と連携して事業や施策を行うことを促す連携中枢都市圏構想¹⁾が2014年から展開されてきた。本政策は連携中枢都市圏と連携市町村からなる地域においてコンパクト化とネットワーク化の2点を推し進めることで、経済成長、都市機能の集約や生活関連機能サービスの向上をすることを目的としている。ここで、コンパクト化は人口や商業施設、病院などの施設を特定のエリア（拠点）に集積することであり、上記のような施設やサービスへのアクセスの容易化や周辺環境の整備の効率化等が期待されている。また、ネットワーク化はその地域全体の公共交通や通信網の整備をすることであり、拠点とはなりえないような連携市町村や地域も拠点の発展による利益を受けられるようにすること等が期待されている。

本研究では主にコンパクト化の観点から、連携中枢都市圏構想が連携中枢都市および連携市町村における人口や都市機能の集約に及ぼした影響を検証する。検証のために、各種データを用いて2010年から2023年における市町村レベルのパネルデータを作成する。特に、病院の住所データおよび地理的な人口分布データ、公示地価データを用いて、病院周辺における人口割合（病院周辺人口割合）および病院最寄りの住宅地の公示地価（病院最寄り公示地価）の2つを作成し、分析における結果変数として利用した。病院周辺人口割合は拠点への人口の集約の度合いを、病院最寄り公示地価は拠点周辺の開発や発展の度合いを計るための指標である。ここでの病院周辺の定義については後述する。

なお、人口の集約や開発、発展の度合いをより精密に把握するためには商業施設等の情報も考慮する必要があると考えられるため、上記2つの指標は完全なものではないが、本研究では他に適したデータが見つからなかったためこれらの指標を用いる。これら2つの指標を用いる利点としては、病院周辺人口割合は医療サービスへのアクセシビリティを表すものでもあり、このアクセシビリティが向上したかどうかは、例えば定期的な検診への行きやすさや緊急時に時間をかけずに受診が可能である点

(1) 総務省（2023b）「連携中枢都市圏構想推進要綱」https://www.soumu.go.jp/main_content/000757551.pdfを参照。

で重要である点が挙げられる。加えて、Buchmueller et al. (2006) や Kelly et al. (2016) では病院の遠さに応じて住民の健康状態が悪化するとされており、この指標に着目する必要性は十分にあるものと考えられる。病院最寄り公示地価については、その地域への移住のコストと密接に関係する。例えば政策適用後に開発が行われ発展するか、あるいは開発が見込まれて地価が上昇した場合にはその地域への移住による人口の集約が阻害されるというシナリオも考えられる。そのため、病院最寄り公示地価に関しても、注目して検証する必要は大いにあると考える。

本稿における分析では、処置タイミングが同一でないことに加え、処置効果が時間を通じて変動することが想定されるため、Callaway and Sant'Anna (2021) による Staggered-Difference in Differences を用いて推定を実施した。また、連携中枢都市圏構想には各市町村の意思で参画することができることや、連携中枢都市となるための要件が定まっていること、参画した市町村には補助金が出ることから、処置は無作為ではなく属性に偏りが生じて並行トレンドの仮定が満たされなくなる可能性が高いため、共変量で条件付けた並行トレンドを仮定して推定を行う Doubly-Robust estimator を用いることで対処する。

結果として、連携中枢都市、連携市町村ともに平均的に病院最寄り公示地価がやや上昇しているのに対して、病院周辺人口割合には変化が見られなかった。特に連携中枢都市においては病院最寄り公示地価の上昇が顕著であり、全期間の平均処置効果では約 3.21%、5%水準で統計的に有意に増加させたことが示唆された。このことから、再開発が進み土地の発展が見られたが、人口を誘引することに失敗していることが示唆される。また、地価の上昇が連携中枢都市や連携市町村の拠点への移住を阻害した可能性も考えられる。

連携中枢都市圏の成果について計量経済学の手法を用いて定量的に分析した文献は今のところ存在しない。一方で、コンパクト化を目指す定住自立圏のような政策や、市町村間の連携という点で近い政策である平成の大合併による人口への効果や行政サービスの効率化の有無について論じる論文はいくつか存在する。宮下・鷺見 (2022) では、定住自立圏構想によって生じた市町村間の広域連携が人口流出の抑制や歳出の削減へ与える影響を検証している。平成の大合併については、例えば Li and Takeuchi (2023) は平成の大合併が廃棄物管理費を削減するかどうかを検証しており、Suzuki and Sakuwa (2016) では、平成の大合併が人口に与えた影響が検証されている。しかしながら、いずれの文献においても期待される効果は見られないとされている。また、日本におけるコンパクト化政策について、地理データを用いて人口や都市機能等の集約度合いについて定量的に効果を検証した文献は少ない。

以上の先行研究を踏まえて本稿は、これまでに検証されてこなかった連携中枢都市圏構想の効果検証を試みている点と、日本国内におけるコンパクト化政策の効果検証において重要である人口や施設の集約度合いについて地理データを用いて定量的に分析することを試みている点の2点において新規性がある。

本論文は以下のような構成になっている。2節では、連携中枢都市圏構想の背景について説明する。3節では分析に用いるデータについて説明し、4節では記述統計を示す。5節では本稿における分析

手法について説明する。6 節では分析結果について説明し、7 節ではその結果について頑健性を確認する。8 節では結論を述べ、9 節では参考文献を提示する。

2. 背景

人口減少の著しい市町村において行政サービス維持が困難となることを防ぐために、政府は市町村間での連携による対処を促す方針をとってきた。その一環として 2014 年に地方自治法の改正に伴って施行された連携協約制度の導入により、地方公共団体間での連携の手続きがそれまでと比べて容易となった。連携中枢都市圏構想は、この連携協約制度により市町村間での連携が容易になったことを活用して、人口 20 万人以上でおよそ 1 以上の昼夜間人口比率を有する都市とその近隣市町村間で連携することを促し、その連携がなされた地域、すなわち圏域においてコンパクト化やネットワーク化による経済成長、高次都市機能の集積、および生活関連サービスの向上を目指す政策である。この政策によって圏域は 2015 年から徐々に形成され始め、2024 年 12 月 4 日現在で 38 圏域が存在している。また、連携市町村は 376 市町村が存在している。

連携中枢都市圏の圏域は、先述の要件を満たした一定以上の規模の市が自ら宣言することでその市の周辺地域における連携中枢都市となり、第二にその周辺市町村が連携の意思を見せることで連携協約を結び連携市町村となる、という工程で形成される。また、形成された圏域において連携中枢都市は連携市町村と協議してその圏域の政策方針について計画を建てる必要があり、その計画の策定が完了すると、連携中枢都市には用途や人口規模に応じて普通交付税 2 億円程度および最大で 1 億 2000 万円の特別交付税が措置され、各連携市町村には最大 1500 万円の特別交付税が措置される仕組みになっている。以上のことから、連携中枢都市圏の形成は無作為ではなく、行政サービスの維持が困難であるような市町村や、財政状況が悪化しているか事業に意欲的である等の理由で補助金を欲するような市町村に偏っている可能性があることに注意する必要がある。

連携中枢都市圏構想と類似する政策には定住自立圏構想⁽²⁾が存在し、定住自立圏の成果に関する先行研究（宮下・鷲見、2022）における結果を鑑みると連携中枢都市圏には効果が見込めない可能性がある。一方で、連携中枢都市圏構想においては連携中枢都市となるための条件が定住自立圏構想における条件（人口規模約 5 万人以上、昼夜間人口比率 1 以上）よりも厳しいことや、連携中枢都市に対する交付税措置の規模について連携中枢都市圏構想のほうが比較的大きいこと、連携協約の存在により連携が容易であることが主な差異であり、効果の有無については一概に言い切ることはいできない。

本政策によってもたらされる影響には様々な可能性がある。望ましくないシナリオの一つは、連携中枢都市への財政措置が連携市町村への措置と比べて大きいことや圏域における連携中枢都市の裁量の大きさによって、連携中枢都市のみが連携中枢都市圏の恩恵を受け、一方で連携市町村は連携中枢

(2) 地域間での連携を促進して市町村の衰退を防ぐという点で類似している。詳細は総務省（2023a）「定住自立圏構想推進要綱」
https://www.soumu.go.jp/main_content/000758778.pdf を参照。

都市に活力を吸い取られてしまう、というものである⁽³⁾。一方で望ましいシナリオは、連携中枢都市内の拠点で集約が進み、連携市町村内の小規模な生活拠点でも集約が進む、といったように、複数の地域において集約が進むことであると考えられる。

3. データ

分析に用いるデータは、「コード内容別医療機関一覧表」、「LandScan Global⁽⁴⁾」、「地価公示データ」、「地方財政状況調査」、「経済センサス」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、および「統計でみる市区町村のすがた」から得られるデータで構成される。コード内容別医療機関一覧表は各地方厚生局、厚生支局に情報公開請求を申請して取得したデータであり、その他のデータは全てオープンデータである。

コード内容別医療機関一覧表は日本に存在する保険医療機関の所在地を把握することができる。本稿では特に医療機関のなかでも地域への影響が大きいと思われる、病床数を20床以上持つ医療機関と定義される病院に着目しており、この所在地を緯度経度による座標として変換することで各病院の座標データを得ている。座標への変換にはRの“tidygeocoder”パッケージを用いた。LandScan Globalからは、衛星画像などを入力とした予測値ではあるものの、約1kmメッシュ単位の人口分布データを取得することができる⁽⁵⁾。また、地価公示データからは各市町村における複数の地点についての公示地価を取得することができる。

本分析の結果変数として用いる指標の一つである病院周辺の人口の割合は、これら二つのデータを組み合わせて、各市町村において病院周辺のメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合を算出することで作成される。

病院の「周辺」の定義は、病院の座標を含むメッシュを中心とする3×3のメッシュを考えた時に、中心のメッシュの中央の点よりも左下に病院が位置する場合は中心メッシュから見て左、左下、下のメッシュ、中心のメッシュの中央の点よりも右上に病院が位置する場合は中心メッシュから見て右、右上、上のメッシュ、中心のメッシュの中央の点よりも左上に病院が位置する場合は中心メッシュから見て左、左上、上のメッシュ、中心のメッシュの中央の点よりも右下に病院が位置する場合は中心メッシュから見て右、右下、下のメッシュを、「周辺」とする。このような定義をする理由は、病院

(3) 一部の市町村はこのようなシナリオを迎えることを懸念していると報じられている（谷、日本経済新聞、2018；浅山ら、日本経済新聞、2019）。

(4) This product was made utilizing the LandScan (2010-2023)TM High Resolution Global Population Data Set copyrighted by UT-Battelle, LLC, operator of Oak Ridge National Laboratory under Contract No. DE-AC05-00OR22725 with the United States Department of Energy. The United States Government has certain rights in this Data Set. NEITHER UT-BATTELLE, LLC NOR THE UNITED STATES DEPARTMENT OF ENERGY, NOR ANY OF THEIR EMPLOYEES, MAKES ANY WARRANTY, EXPRESS OR IMPLIED, OR ASSUMES ANY LEGAL LIABILITY OR RESPONSIBILITY FOR THE ACCURACY, COMPLETENESS, OR USEFULNESS OF THE DATA SET.

(5) LandScan Globalのデータの精度評価について、日本における検証をしている文献は見当たらなかった。外国における文献では、ポーランドにおけるLandScan Globalの精度をメッシュベースで評価したCalka and Bielecka（2019）が挙げられる。LandScan Globalの値の信頼性について定義したうえで、信頼性の低いメッシュは4.3%のみであったとしている。

の周辺として取得するメッシュのできる限り中心に病院が位置するようにするためである。以上の手順を踏むことで、病院の「周辺」である 2km 四方のメッシュ内の人口を抽出することができる。これらの病院の周辺の定義について、例を図 1 に示す。

図 1 病院の「周辺」の定義

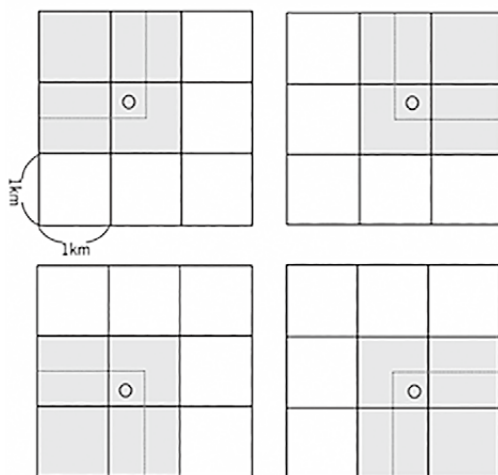


図 1. 点は病院の所在地を示し、灰色で塗られた箇所は病院の所在地の位置に対応して定めた病院の「周辺」である。

また、結果変数として用いるもう一つの指標である病院最寄りの標準地の公示地価⁽⁶⁾については、病院に最も近い標準地で用途区分が住宅であるものの公示地価を病院ごとに抽出し、その値を市町村ごとに平均することで作成する。また、解釈を容易にするために自然対数を取る。

また、各市町村の属性としては、処置直前である 2014 年における地方交付税、歳入、65 歳以上人口、可住地面積、総人口、事業所数のような社会経済指標や、それらの指標をもとに作成した地方交付税依存度や 65 歳以上人口比率、可住地面積あたりの人口密度といった変数を用いる。これらの変数は後述する Callaway and Sant'Anna (2021) における Doubly-Robust estimator を用いた分析の際の共変量として用いる。

利用した変数とその変数を作成するために用いた統計は表 1 に示す通りである。

データセットからは、病院を 1 軒も持たない市町村を除外する。病院を 1 軒も持たない場合はいずれの結果変数も 0 となるためである。また、連携市町村の分析に用いるデータセットからは連携中枢都市を除き、連携中枢都市の分析に用いるデータセットからは連携市町村を除く。さらに、連携中枢都市であると同時に連携市町村であるような市が存在するが、そのような市は処置効果を推定する際にバイアスを生じる可能性が懸念されるため除外することとする。また、連携中枢都市圏に含まれな

(6) なお、公示地価は各年 1 月 1 日時点のものである。そのため、処置があつてから 1 年目は必ずしも直接影響を受けるわけではないが、連携中枢都市圏を形成すると公表してから実際に形成されて効力を発揮し始めるにはラグがあるため、公表による発展への期待で地価が上昇する可能性を考慮する意図である。

表 1 利用した変数の出典

変数名	用途	用いる時点	統計名
病院周辺の人口割合	結果変数	年ごと (2010～2023 年)	コード内容別医療機関一覧表、LandScan Global ⁽⁷⁾ 、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査 ⁽⁸⁾
病院最寄り公示地価	結果変数	年ごと (2010～2023 年)	コード内容別医療機関一覧表、地価公示データ ⁽⁹⁾
可住地面積	共変量	2014 年時点	統計でみる市区町村のすがた ⁽¹⁰⁾
事業所数	共変量	2014 年時点	経済センサス ⁽¹¹⁾
地方交付税交付金	共変量	2014 年時点	地方財政状況調査 ⁽¹²⁾
地方交付税依存度	共変量	2014 年時点	地方財政状況調査
人口密度 (可住地面積あたり)	共変量	2014 年時点	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査、統計でみる市区町村のすがた
65 歳以上人口	共変量	2014 年時点	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
65 歳以上人口比率	共変量	2014 年時点	住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

い市町村、すなわち連携中枢都市でも連携市町村でもない市町村を対照群とする。処置タイミングについては、総務省（2024）の連携協約を締結した日時を基準とし、処置効果のラグを考慮するために、その月がその年の前半（1～6 月）であればその年に処置を受けたこととし、その年の後半（7 月～12 月）であれば次の年に処置を受けたこととした。

4. 記述統計

表 2 に、結果変数に関する記述統計量を示す。病院周辺人口割合について最大値が 1 となっているが、これは小さい面積の市町村による値であると考えられる。

表 3 は、連携中枢都市、連携市町村と対照群の各グループでの属性の差異を確認する表である。表 3(a) は分析に用いる変数についてグループ別に記述統計量を算出した表であり、表 3(b) は各処置

(7) データの取得元：https://landscan.orlnl.gov/（取得日：2024 年 11 月 8 日）

(8) データの取得元：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200241&tstat=000001039591（取得日：2024 年 9 月 23 日）

(9) データの取得元：https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-L01-2024.html（取得日：2024 年 11 月 28 日）

(10) データの取得元：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200502&result_page=1（取得日：2024 年 12 月 3 日）

(11) データの取得元：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200552&tstat=000001072573（取得日：2024 年 12 月 3 日）

(12) データの取得元：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00200251&tstat=000001077755（取得日：2024 年 9 月 23 日）

表2 結果変数に関する記述統計表

	平均値	標準偏差	最小値	中央値	最大値	観測数
病院周辺人口割合	0.31	0.19	0.002	0.27	1.00	16898
病院最寄り公示地価（万円/1m ² ）	4.63	4.67	0.12	3.10	43.72	16898

表2. 値について、病院周辺人口割合の最小値以外は小数第3位を四捨五入しており、病院周辺人口割合の最小値は小数第4位を四捨五入したものである。用いたデータの期間は分析期間である2010年から2023年である。

表3 各処置群と対照群の属性の差異

	(a)					
	連携中枢都市		連携市町村		対照群	
	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差
病院周辺人口割合	0.48	0.12	0.27	0.15	0.31	0.19
病院最寄り公示地価（万円/1m ² ）	6.09	2.80	3.06	1.55	4.91	4.93
地方交付税交付金（万円）	2420.98	1639.51	542.26	361.51	580.67	620.60
地方交付税依存度	0.14	0.05	0.31	0.13	0.26	0.16
可住地面積（万ha）	2.56	1.14	0.72	0.54	0.83	0.81
人口密度（可住地面積1haあたり）	17.86	8.61	7.39	7.84	15.43	21.19
事業所数（万件）	2.17	1.41	0.18	0.15	0.38	1.02
65歳以上人口（万人）	11.21	7.76	1.14	0.90	2.22	4.87
65歳以上人口比率	0.25	0.02	0.30	0.06	0.28	0.06
人口（万人）	45.69	33.83	4.05	3.54	9.03	21.63
観測数	37		238		932	

	(b)					
	連携中枢都市			連携市町村		
	平均の差	標準誤差	p値	平均の差	標準誤差	p値
病院周辺人口割合	0.17	0.02	0.00	-0.05	0.01	0.00
病院最寄り公示地価（万円/1m ² ）	1.18	0.49	0.02	-1.84	0.19	0.00
地方交付税交付金（万円）	1840.30	270.30	0.00	-38.42	31.02	0.22
地方交付税依存度	-0.12	0.01	0.00	0.06	0.01	0.00
可住地面積（万ha）	1.73	0.19	0.00	-0.11	0.04	0.01
人口密度（可住地面積1haあたり）	2.42	1.58	0.13	-8.04	0.86	0.00
事業所数（万件）	1.78	0.23	0.00	-0.21	0.03	0.00
65歳以上人口（万人）	8.99	1.29	0.00	-1.08	0.17	0.00
65歳以上人口比率	-0.03	0.00	0.00	0.02	0.00	0.00
人口（万人）	36.66	5.61	0.00	-4.99	0.74	0.00

表3. 値は小数第3位を四捨五入したもの。用いたデータの期間は2014年時点である。

群と対照群とで各変数の平均値の差の検定を実施した表である。表3から、各処置群と対照群の属性には大きな差異があり、平均値の差の検定によるとほとんどの変数において5%水準で統計的に有意に平均値に差があることがわかる。そのため、各処置群と対照群の属性の差異について、共変量を用いて統制する必要性が示唆される。

次に図2では、結果変数の値の分析期間を通じた推移を連携中枢都市と対照群、連携市町村と対照群でそれぞれ分けてプロットしたものを示す。垂直の黒い点線は処置を受ける市町村が生じ始めたタイミングを示す。

図2 処置群と対照群における結果変数の推移の比較

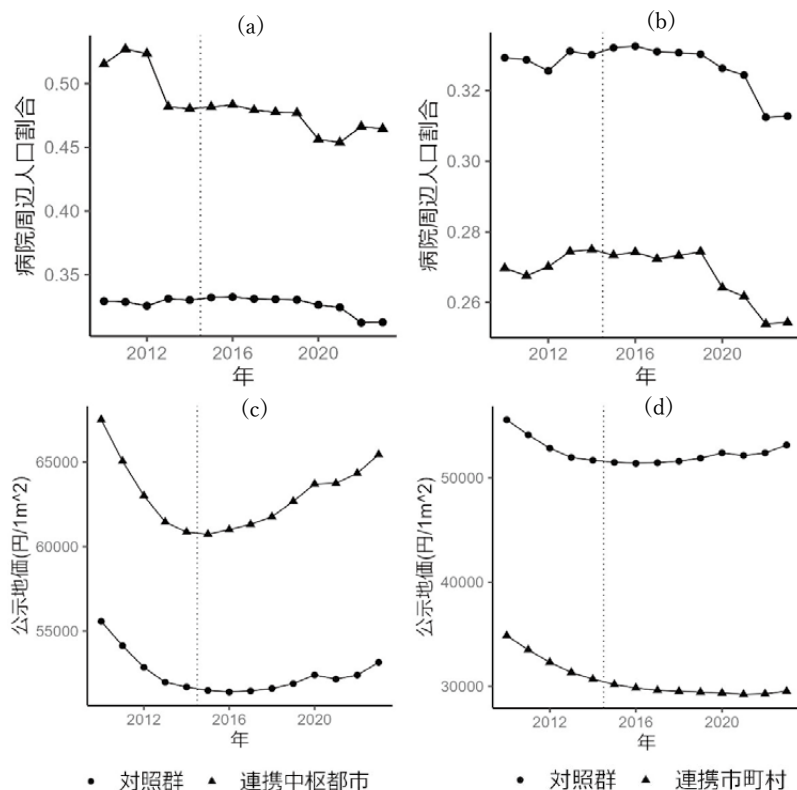


図2. 垂直な点線は処置を受けた市町村が存在し始めるタイミングを示す。左列は連携中枢都市と対照群の比較であり、右列は連携市町村と対照群の比較である。上段の図の縦軸は病院周辺の人口割合の各グループにおける平均を示し、下段の図の縦軸は公示地価の各グループにおける平均を示す。

プリトレンドを確認すると、特に図2(a)の病院周辺人口の割合の推移について、2013年に著しい値の変動が生じている。この変動について確たる原因は判明しなかったが、LandScanによると各メッシュの人口を予測する際の入力データの質は年によって異なり、それによって人口の予測値も大きく変動することがあると記載されており⁽¹³⁾、そのような変動がこの2013年の変動の原因であると推測される。しかし、後ほど行う分析において共変量を用いることでプリトレンドはある程度合致することが確認できたため、注意する必要はあるものの、大きな問題ではないと考えられる。

(13) East View Information Services 「LandScan Global Population Database Frequently asked questions」 https://www.eastview.com/resources/landscan-faq/#_Toc21 を参照 (最終閲覧日 2024 年 12 月 4 日)。

図2(b)、図2(c)、図2(d)についてはある程度プリトレンドの合致が見られるが、2節や本節の表3で述べたように、処置を受ける市町村には属性に偏りがあると考えられ、並行トレンドの仮定が成立しない可能性は存在する。そのため、共変量を用いる必要性も依然として存在すると思われる。

次に、図3に、各処置群が処置を受けたタイミングごとの市町村数を示す。今回の分析では各処置群の市町村が処置を受けるのは必ずしも同じ年ではなく、異なったタイミングで処置を受ける場合が

図3 各処置群の処置タイミング別の市町村数

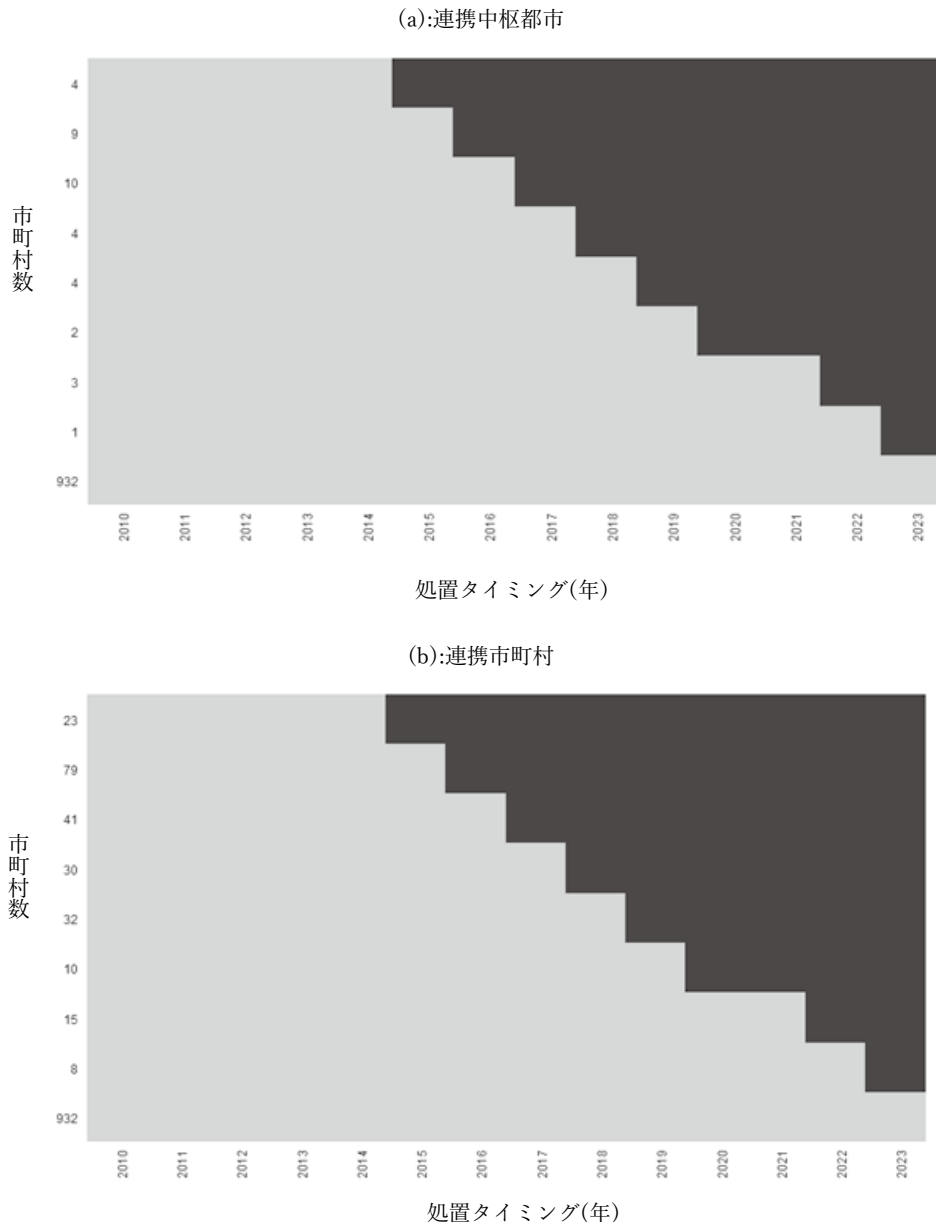


図3. 薄い色は処置を受けていない期間、濃い色は処置を受けている期間を示す。

ある。そのような処置タイミングの差異は、後に行う分析において処置から経過した年ごとの平均処置効果の推定値を算出する際に、その推定に実質的に用いられる処置群の市町村の数を把握するために重要である。

連携中枢都市と連携市町村のいずれについても、2015 年に処置を受けるグループが全体に比べてやや少ない。そのため、処置から経過した期間ごとの推定値を解釈する際には特に、処置から最も時間が経過した期、すなわち 8 期目の推定値がその期以前の推定値と比べて大きく異なる可能性があるため、注意する必要がある。

5. 分析手法

本稿では第一に、2015 年以降に形成されて連携協約が結ばれた 38 個の連携中枢都市圏に含まれている連携中枢都市を処置群とし、含まれていない市町村、すなわち連携中枢都市でも連携市町村でもない市町村を対照群として、結果変数には病院周辺のメッシュに含まれる人口の総人口に対する割合および病院最寄り公示地価を用いて、連携中枢都市圏の形成が各結果変数にどのような影響を与えたのかを検証する。第二に、連携市町村についても、連携市町村を処置群とし、連携中枢都市でも連携市町村でもない市町村を対照群として、同様の検証を行う。これらの分析における分析単位は市町村であり、分析期間は 2010 年から 2023 年である。なお、対照群は分析期間内で一度も処置を受けていない市町村に絞っている。

本分析では処置タイミングが同一ではないため、年固定効果および市町村固定効果を含めた Staggered-Difference in Differences を適用することが考えられる。しかし、上述の通り、処置の割り当ては無作為ではないと考えられ、並行トレンドの仮定が成り立っているとは考えにくい。また、連携中枢都市圏の形成の効果が処置の直後に生じるとは考えにくく、処置効果が時間を通じて変動すると考えられるが、このような動的な処置効果が存在する場合には Goodman-Bacon (2021) によると推定値にバイアスが生じることが指摘されている。そのため、市町村ごとの共変量を利用した条件付き並行トレンドのもとで推定が可能であり、Goodman-Bacon (2021) によって指摘された問題点を解消した手法である Callaway and Sant'Anna (2021) の Staggered-Difference in Differences の Doubly-Robust estimator を用いて分析を進める。

本稿で着目する推定量は、処置タイミングで分類された各グループにおける各期の処置効果を集計することで得られる処置後各期間における平均処置効果と、処置後各期間における平均処置効果の平均を取ることで算出される全期間における平均処置効果である。まず、処置タイミングで分類された各グループにおける各期の処置効果は以下で表すことができる。

$$ATT(k,t) = \mathbb{E} \left[\left(\frac{G_k}{\mathbb{E}[G_k]} - \frac{\frac{p_k(X)C}{1-p_k(X)}}{\mathbb{E} \left[\frac{p_k(X)C}{1-p_k(X)} \right]} \right) (Y_t - Y_{k-1} - m_{k,t}(X)) \right]$$

ここで、 k は連携中枢都市圏の連携協約を締結したタイミングによるグループ、 t が年、 G_k は、 k が t 年のときに処置を受けたら 1 を取る変数、 C は全期間を通じて処置を受けないグループである場合に 1 を取る変数、 $p_k(X)$ は共変量で条件づけた際にグループ k に属す確率（傾向スコア）、 Y_t は結果変数である。 $m_{k,t}(X)$ は共変量で条件づけたときの対照群の結果変数の処置後期間における平均的なトレンドを示し、

$$m_{k,t}(X) = \mathbb{E} [Y_t - Y_{k-1} | X, C = 1]$$

と表される。

ここで、処置から l 年後についての平均処置効果は、推定されたグループごとの平均処置効果 $ATT(k,t)$ と各期においてグループ G_k が全体に占める割合 $n_{l,k}$ を用いて

$$ATT_l = \sum_k n_{l,k} ATT(k,l)$$

と表される。また、全期間における平均処置効果は ATT_l の和を処置後期間の長さで割ることで求まる。

本稿では連携中枢都市と連携市町村、病院周辺人口割合と病院最寄り公示地価で計 4 通りのモデルを分析することとなる。用いる共変量については傾向スコアを算出する際に完全分離が生じないことと、共変量で条件づけた際のプリトレンドの合致の度合いを基準に選定した。4 通りのモデルにおいて用いられる変数については表 4 に示す。

表 4 各モデルにおいて用いられる変数

処置群	結果変数	共変量
連携中枢都市	病院周辺人口割合	可住地面積、地方交付税依存度、人口密度、65 歳以上人口比率
連携中枢都市	病院最寄り公示地価	可住地面積、事業所数、65 歳以上人口、地方交付税
連携市町村	病院周辺人口割合	可住地面積、地方交付税依存度、65 歳以上人口比率
連携市町村	病院最寄り公示地価	可住地面積、地方交付税依存度、65 歳以上人口比率

6. 結果

以下にそれぞれ、連携中枢都市の病院周辺人口割合（図 4a）および病院最寄り公示地価（図 4c）、連携市町村の病院周辺人口割合（図 4b）および病院最寄り公示地価（図 4d）について分析した結果

を示す。縦軸が各期における平均処置効果で、横軸は処置が生じたタイミングからの相対期間である。
 なお、処置群の数が少なく、推定値が安定しない期間が存在することに留意されたい。

図4 連携中枢都市圏形成による効果の各期における推定値

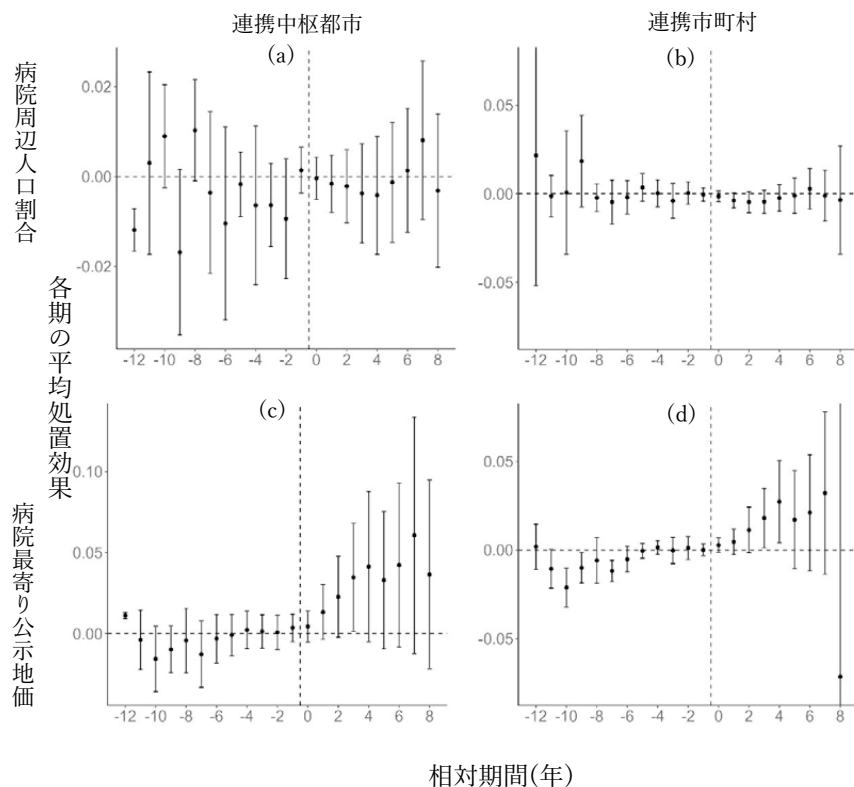


図4. 左列の図は処置群が連携中枢都市であるときの分析結果であり、右列の図は処置群が連携市町村であるときの分析結果である。また、上段の図は結果変数を病院周辺人口割合としたときの分析結果であり、下段の図は病院最寄り公示地価を結果変数としたときの分析結果である。ここで、病院最寄り公示地価は対数化されている。なお、処置後期間における基準点は2014年であり、処置前期間における基準点はその期の直前である。また、相対期間の0期目以降が処置後期間である。

また各モデルについて、各処置グループにおける全期間平均の処置効果を表5に示す。

表5 各グループ、全期間の平均処置効果

処置群	結果変数	Overall ATT	SE
連携中枢都市	病院周辺人口割合	-0.0008	0.0032
連携中枢都市	病院最寄り公示地価 (対数化)	0.0321	0.013
連携市町村	病院周辺人口割合	-0.0019	0.0028
連携市町村	病院最寄り公示地価 (対数化)	0.0069	0.0108

図4のいずれの結果においても、プリトレンドについては、処置群の数の多い期間である-1～-6においてはある程度成立しているように見える。

分析結果について、連携中枢都市と連携市町村のどちらにおいても、病院周辺人口割合に対しては明確な効果が見られなかった。一方で、病院最寄り公示地価については標準誤差が大きいものの連携中枢都市と連携市町村のどちらにおいても処置後に時間とともに上昇していく傾向が見られた。特に連携中枢都市においては病院最寄り公示地価の上昇が顕著であり、全期間の平均処置効果では約3.21%増加させたことが示唆された。3.21%の上昇を病院最寄り公示地価の平均値である46300円/m²を参照して考えると、1m²あたりの土地の値段が、 $46300 \times 0.0321 = 1486$ よりおよそ1500円高くなると試算できる。また、5%水準で統計的に有意ではないものの、処置期間の後半（3～8期目）では推定値は0.05前後で推移しており、概ね5%程度の病院最寄り公示地価の上昇が確認できる。この上昇はおよそ2300円/m²の増加に相当する。連携市町村における病院最寄り公示地価についても、3～7期目においてはおよそ2%程度の上昇が見て取れる¹⁴⁾。この上昇はおよそ930円/m²の増加に相当する。これらの結果から考えられる一つのシナリオとしては、連携中枢都市圏形成後、病院周辺の土地の評価は再開発などにより発展して高まったがその一方で人口の誘引に失敗しているか、あるいは土地の価格が高くなったことで移住にかかるコストが増えて移住しにくくなった可能性が考えられる。

7. 頑健性チェック

前節の分析結果について、処置後期間の一部における推定値が異常な値を取っている場合が見受けられる。例えば連携市町村を処置群、病院最寄り公示地価を結果変数として分析した結果である図4(d)では、それまで正であった推定値が、相対期間が8の際に大きく負に偏っている。このような偏りは、各相対期間において用いられる処置群の数が異なっているがために、相対期間が後ろに行くほど処置群の数が少なくなってしまうことによって生じていると考えられる。すなわち、処置群の数が多い相対期間では処置群と対照群でそれぞれ平均したときに並行トレンドの仮定が成立しているが、処置群の数が少なくなると処置群の中でも特定の市町村に推定値が影響されるため、並行トレンドが成立しなくなりバイアスが生じやすくなる可能性がある。特に相対期間8の推定に用いられる処置タイミンググループは2015年に生じた連携市町村のみであるので、確認のため、図5に処置タイミングが2015年である連携市町村における、結果変数を対数化した病院最寄りの公示地価としたときの各期の処置効果の推定値を示す。この処置タイミンググループだと、推定値は負の傾向にあることがわかる。そのため、本分析における結果を解釈する際には、各相対期間における有効な処置群の数について留意しておく必要がある。また、図5における結果のように、本稿の結果と処置タイミンググループ別での結果の推定値の符号は異なっている場合があり、本稿の結果は処置群全体における平均

¹⁴⁾ 8期目の異常な推定値については次節で議論することとし、ここでは除外して考える。

的な効果を見ているに過ぎないことも留意すべきである。

上記の検証より、連携市町村を処置群、病院最寄りの公示地価を結果変数とした分析においては相対期間が8のときの異常な推定値に全期間の平均処置効果が大きく影響を受けている可能性が考えられるため、相対期間が0から7の間での平均処置効果を算出した。その結果、推定値は0.0168、標準誤差は0.0070となった。連携中枢都市の分析における推定値ほどの大きさではないものの、5%水準で統計的に有意な結果である。すなわち、病院最寄り公示地価を約1.68%上昇させたと解釈でき、この上昇はおおよそ780円/m²の増加に相当する。

また、図5を見ると、2019年までは推定値は極端な値を取らないものの、2020年以降に急激に下落していることがわかる。この下落について確たる原因は不明であるものの、例えば新型コロナウイルスの蔓延が処置群と対照群で異なるショックを与えており、推定値にバイアスをもたらしめているという可能性が考えられる。他には、同時期に推進されている何かしらの政策⁽¹⁵⁾が処置群と対照群で異なるショックを与えていてバイアスが生じている可能性も考えられる。これらのようなバイアスが生じていた場合、6節における推定値の妥当性に懸念が生じる。この懸念について抑制するために、分析期間を2010年から2019年の期間に絞り、分析期間以外は5節と同様の設定で分析を実施した。その分析結果を図6に示す。

図5 2015年に連携市町村となった市町村の病院最寄り公示地価（対数）に連携中枢都市圏形成が与えた効果

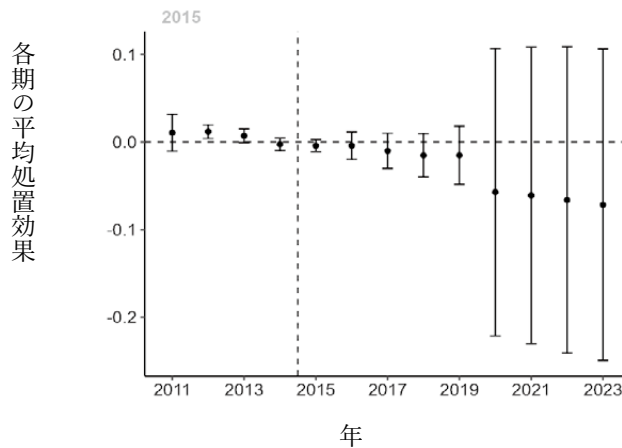


図5. 基準点は2014年である。また、処置前期間における推定値の基準点はその期の直前である。縦の点線より右側の、2015年以降が処置後期間である。

(15) 例えば立地適正化計画制度が挙げられる。国土交通省（2023）「立地適正化計画とコンパクト・プラス・ネットワーク」
https://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.htmlを参照。

図6 連携中枢都市圏形成による効果の各期における推定値（2010年～2019年）

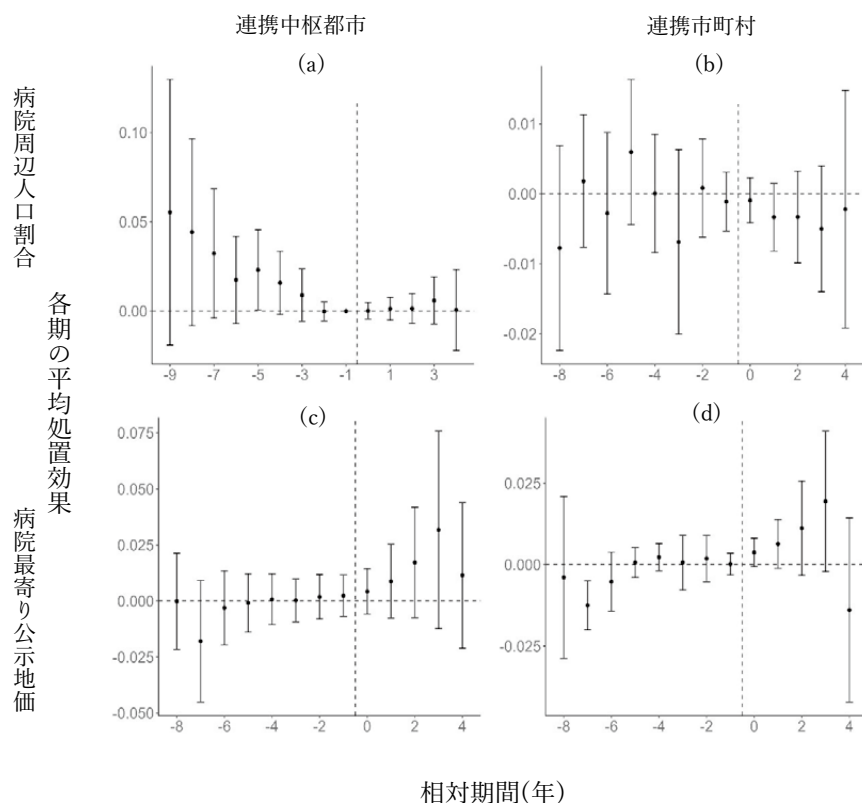


図6. 左列の図は処置群が連携中枢都市であるときの分析結果であり、右列の図は処置群が連携市町村であるときの分析結果である。また、上段の図は結果変数を病院周辺人口割合としたときの分析結果であり、下段の図は病院最寄り公示地価を結果変数としたときの分析結果である。ここで、病院最寄り公示地価は対数化されている。なお、処置後期間における基準点は2014年であり、処置前期間における基準点はその期の直前である。また、縦の点線より右側である、相対期間の0期目以降が処置後期間である。

各期の推定値について、相対期間の最後で処置群が少ない4期目を除けば元の分析結果と概ね合致することが、図6から読み取れる。そのため、6節における結果について、4期目以降の推定値には依然として懸念があるものの、少なくとも3期目までの推定値については一定の妥当性がある結果であると考えられる。

8. 結論

本稿では連携中枢都市圏構想の、とりわけ人口や都市機能の集約という目標についての効果検証を目的として、病院周辺の人口および病院最寄り公示地価に着目して分析を実施した。その結果、人口の集約が進んだ証拠は得られなかったが、病院最寄り公示地価が連携中枢都市圏形成後に上昇する傾

向が見られた。特に連携中枢都市においては大きな効果が見られ、処置後全期間平均での推定値は0.0321、標準誤差は0.013と、5%水準で有意に3.21%もの増加が示唆された。このことから、都市機能の集約が地価の高騰という形で移住を妨げるトレードオフが生じている可能性が考えられる。この可能性が真であった場合、対策として考えられる施策としては、特定の拠点に移住する場合にのみ補助金が出るような制度の策定や、高い地価に見合ったその拠点の魅力を強く宣伝することが挙げられる。一方で、地価の上昇はその市町村における税収の増加にも繋がるため、市町村の財政状況の改善という意味では望ましい結果であると言えるだろう。

分析の限界点としては、商業施設など、病院以外の生活機能や都市機能に寄与する施設を考慮できていない点が挙げられる。より詳細に施設の種別ごとの地理的な分布やその数の推移を把握することができると、地域の実情により即した分析を行うことができるだろう。また、本稿ではコンパクト化に関する効果検証に留まっているが、交通網などに着目してネットワーク化の効果検証を進めていくことも重要であり、今後の課題としたい。

謝辞

本研究を進めるにあたって、多くの方々にご指導、ご支援をいただきました。遠山ゼミの皆様いただいた助言や、交わした議論のおかげで内容を深めることができました。指導教官である遠山祐太先生には分析から論文の体裁までの的確なご指導を賜りました。また、この度用いたデータの一つであるコード内容別医療機関一覧表の取得に際しては、野口晴子研究室の野口晴子先生ならびに中谷美佳様に大いにご支援、ご助力いただきました。ご協力いただきましたすべての方々に、深く感謝申し上げます。

参考文献

- 浅山章・橋立敬生・中越博栄・渡辺絵理. (2019年5月11日). 隣の大都市と補完 山形・大津・佐賀市の活性化策. 日本経済新聞. <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO44581250Z00C19A5ML0000/> (最終閲覧日: 2025年1月4日)
- 国土交通省. (2023). 立地適正化計画とコンパクト・プラス・ネットワーク. https://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html (最終閲覧日: 2025年1月7日)
- 総務省. (2023a). 定住自立圏構想推進要綱. https://www.soumu.go.jp/main_content/000758778.pdf (最終閲覧日: 2025年1月4日)
- 総務省. (2023b). 連携中枢都市圏構想推進要綱. https://www.soumu.go.jp/main_content/000757551.pdf (最終閲覧日: 2025年1月4日)
- 総務省. (2024). 連携中枢都市圏形成の動き. https://www.soumu.go.jp/main_content/000945900.pdf (最終閲覧日: 2025年1月5日)
- 谷隆徳. (2018年8月30日). 2040年の地方自治の姿は. 日本経済新聞. <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO34738810Z20C18A8TCR000/> (最終閲覧日: 2025年1月4日)
- 宮下量久・鷺見英司. (2022). 市町村における広域連携の政策評価—定住自立圏を事例とした実証分析—. フィナンシャル・レビュー, 149, 158-201. https://doi.org/10.57520/prifr.149.0_158
- Buchmueller, T. C., Jacobson, M., & Wold, C. (2006). How Far to the Hospital?: The Effect of Hospital Closures on Access to Care. *Journal of Health Economics*, 25(4), 740-761. <https://doi.org/10.1016/j.jhealeco.2005.10.006>
- Calka, B., & Bielecka, E. (2019). Reliability Analysis of LandScan Gridded Population Data. The Case Study of Poland. *ISPRS International Journal of Geo-Information*, 8(5), 222. <https://doi.org/10.3390/ijgi8050222>

- Callaway, B., & Sant'Anna, P. H. (2021). Difference-in-Differences with multiple time periods. *Journal of Econometrics*, 225(2), 200-230. <https://doi.org/10.1016/j.jeconom.2020.12.001>
- Goodman-Bacon, A. (2021). Difference-in-differences with variation in treatment timing. *Journal of Econometrics*, 225(2), 254-277. <https://doi.org/10.1016/j.jeconom.2021.03.014>
- Kelly, C., Hulme, C., Tracey, F., & Graham, C. (2016). Are Differences in Travel Time or Distance to Healthcare for Adults in Global North Countries Associated with an Impact on Health Outcomes? A Systematic Review. *BMJ Open*, 6(11). <https://doi.org/10.1136/bmjopen-2016-013059>
- LandScan. (n.d.). *LandScan Global Population Database Frequently Asked Questions*. East View Information Services. <https://www.eastview.com/resources/landscan-faq/> (最終閲覧日：2024年12月4日)
- Li, J., & Takeuchi, K. (2023). Do municipal mergers reduce the cost of waste management? Evidence from Japan. *Regional Science and Urban Economics*, 103, 103939. <https://doi.org/10.1016/j.regsciurbeco.2023.103939>
- Suzuki, K., & Sakuwa, K. (2016). Impact of municipal mergers on local population growth: An assessment of the merger of Japanese municipalities. *Asia Pacific Journal of Public Administration*, 38(4), 223-238. <https://doi.org/10.1080/23276665.2016.1258887>

〈学部学生部門 (Undergraduate student category)〉

【数理・統計計量部門 (Category of Theoretical Analysis and Statistical/Quantitative Analysis)】

優秀賞 (Outstanding essay award)

社会規範が障害を持つ労働者への差別に与える影響： カンボジアにおける無作為化比較実験

早稲田大学政治経済学部経済学科

5年 石井 希海

早稲田大学政治経済学部国際政治経済学科

4年 早川 みゆき

要旨

本研究は、労働市場における障害者差別の問題に焦点を当て、差別意識に対して社会規範に基づく情報を提示することの効果を検証した。途上国では多くの障害者が貧困リスクに直面しており、雇用や職場環境における差別が依然として深刻な課題となっている。本研究では、この課題を職場の同僚という視点から一般化し、障害を持つ同僚に対する差別意識に対する、社会規範的な文章および2種類の視覚情報の効果を検証するため、カンボジアのプノンベン郊外で411世帯を対象に無作為化比較実験を実施した。具体的には、ランダムに選出された4つのグループに異なる種類の社会規範的情報を提供し、選択実験を通じて障害者候補者に対する選好傾向と情報提供の効果を測定した。

推計結果から、参加者全体の差別意識と、規範的情報による介入の一般的な効果は確認されなかった。一方、異質性分析から、差別的傾向と規範的情報の効果が参加者の社会的属性によって異なることが確認された。障害者を同僚として選びにくい傾向が明らかになったのは、男性、障害者を同僚に持つ人、自身が障害者である人、高い利他性を持つ人の4つの属性である。職場で障害者と接触する機会がある人の場合、障害者の生産能力への懸念ではなく偏見に基づく差別的傾向が原因と考えられる。また、自身が障害者である人については、自己否定的な認識に基づく差別的傾向が存在する可能性が示唆された。さらに、高い利他性を持つ人については、宗教的背景が障害者に対する例外的な差別意識を生む可能性があると考えられる。

また、社会規範的な文章や視覚情報の効果について、職場に障害者の同僚がいる人、自分自身が障害者である人、利他性が高い人に対して有効であることが確認された。特に、画像を用いた視覚情報は文章への理解と共感を促進し、差別意識をさらに緩和する効果が期待さ

れる。ただし、障害者を社会包摂の対象として明示しない画像は、かえって差別意識を促進する可能性がある。また、障害者を社会包摂の対象として示した画像であっても、障害を持つ人に対しては、自己否定的な認識を刺激し、差別的意識を強めるリスクがある。そのため、視覚情報を用いる際は、情報を受け取る対象ごとに柔軟に内容を調整する必要がある。

本研究の意義は、従来の雇用主視点の研究とは異なり、同僚の視点から障害者差別を捉え、社会規範的情報の有効性を検証した点にある。また、視覚情報と文章を組み合わせた介入手法の効果を対象者の属性ごとに比較分析することで、効果的な差別緩和策の検討に貢献した。これらの成果は、障害者差別の緩和や社会包摂の促進を目指した政策立案において重要な示唆を提供するものである。

1. 序章

国際労働機関（2018）は障害者の雇用を含めた社会包摂が経済発展に貢献すると報告し、障害者の雇用問題の解決を促している。特に開発途上国において、その多くが非障害者と比較して雇用されにくく、個人を含め多数の世帯が貧困のリスクにさらされている（Meyer & Mok, 2019）。さらに、中・低所得国では、障害者が労働市場から排除されることによる経済損失がGDPの3%～7%に達すると推計されている（ILO, 2009）。加えて、OECD諸国ではGDPの0.4%～2%を障害者への社会福祉支出にあてており、彼らの就労を支援し経済的自立を促すことは、国全体の支出や税負担の軽減につながる。したがって、障害者雇用の促進は、障害者の経済的自立と国全体の経済発展にとって重要である。

実際に、途上国の労働市場において、障害者は様々な要因で不平等な環境に置かれていることが先行研究で指摘されている（Mitra & Mizunoya, 2013）。その要因として、障害が原因となる労働生産性の低さや、それによる労働市場での脆弱性、障害者に対する差別意識（Bellemare et al., 2023）が挙げられている。さらに、脆弱性に関して、生産性を向上させる訓練を受けても、逆に職場の同僚による差別が増加する可能性が示唆されている（Takasaki, 2024）。これにより、障害者の就職後の不安定な雇用状況に、雇用後に職場で発生する差別問題が影響しており、能力向上だけでは、必ずしも市場における不平等問題の解消に直結しないことが言える。

本研究では、このような差別に対する緩和方法として、社会規範的な情報の効果を検証する。社会規範とは、特定の行動や考え方が集団から受け入れられるか否かを暗黙的に示し、人々の行動や考え方に影響を与えるものと定義される（Bicchieri, 2005）。この社会規範的情報を伝達する手段として、一般的に効果が明らかになっている文章情報に加え、人種差別意識への効果が検証されている視覚情報を用い、差別意識の軽減を図る（Licsandru, 2019）。

規範的情報の効果を検証するにあたって、カンボジアの411世帯を対象に無作為化比較実験（Randomized Controlled Trial, RCT）を行う。具体的な実験手順としては、まず、無作為に選出されたグループの参加者に対し、社会包摂の重要性を強調する文章と2種類の視覚情報を提供する。その後、

参加者全体に対し選択実験にて、障害の有無やその他の要素をランダムに組み合わせた2人の仮想的な候補者を提示し、参加者が事務員として働く場合に同僚として望ましい1人を選択させる。規範的な情報による介入を受けたグループと受けていないグループを比較し、障害者への差別意識と、それに対する社会規範的な情報介入の効果を計測する。

実験結果として、第一に、参加者全体の差別意識と、規範的な情報による介入の一般的な効果は確認されなかった。第二に、差別傾向と規範的な情報の効果が参加者の社会的属性によって異なることが確認された。障害者を同僚として選びにくい傾向が明らかになったのは、男性、障害者を同僚に持つ人、自身が障害者である人、高い利他性を持つ人の4つの属性においてである。そして、これらの選好傾向について、男性、障害者を同僚に持つ人、自身が障害者である人において、規範的な文章が障害者の候補者を選びにくいという選好傾向を緩和する効果が確認された。また、障害者を同僚に持つ人、高い利他性を持つ人において、規範的な視覚情報が規範的な文章の効果を増幅する効果が観察された。

障害者差別問題に関する従来の研究は、主に雇用主側および被差別者側からの観測に留まっており、同僚という観点から潜在的な差別傾向を一般化し、検証した研究は多くない (Takasaki, 2024; Bellemare et al., 2023)。また、差別意識に対する社会規範的な情報の効果については一定の研究が存在するものの、特に障害者差別に特化し、文章と視覚情報の効果を比較・検証した研究は、著者が知る限り本研究が初めてである (Licsandru & Cui, 2019; Hornik & Yanovitzky, 2023)。さらに本研究では、差別傾向およびそれに対する社会規範的な情報の効果を、実験参加者の社会的属性ごとに分析した点が特徴である。従来の差別研究では十分に検討されてこなかった、差別者側の特性に基づく動機を探究し、新たな視点を提供したことが、本研究の重要な貢献であると言える。

2. 先行研究

労働市場で障害者が直面する問題については、様々な先行研究が存在する。Mitra et al. (2013) は、開発途上国では障害者差別禁止法や障害者雇用法、教育支援や補助設備の導入といった対処策が十分に整備されていない現状を指摘している。このような制度的欠如が労働市場における障害者の機会的不平等を助長し、高い失業率と貧困リスクを招いているという。また、同研究は、雇用回避の要因を需要側と供給側の観点から分析し、双方の観点から差別が障害者雇用問題の重要な要因の一つであると指摘している。需要側である雇用者においては障害者の生産性の低さが主な理由とされ、供給側である障害を持つ労働者においては、障害を補償する給付金や保険による所得効果が労働意欲の低下をもたらす可能性があるという。しかし、これらの需給要因や市場原理に基づく合理的メカニズムだけでは雇用率の格差を説明できず、差別がこれらの要因に加えて大きく影響を与えていると結論付けている。

同様に、Bellemare (2023) は、求人応募実験を通じて、差別が雇用格差問題において重要な要因の一つであることを実証した。この実験では、架空の応募ビデオを用いて分析を行い、応募者が障害者であると認識された時点で、雇用主の関心が著しく低下することを明らかにした。さらに、生産性

に影響を及ぼさない障害であっても、非障害者に比べて反応率が低いことが確認された。この結果は、労働市場において、労働生産性の低下を理由とする合理的排除ではなく、雇用主による差別が存在することを示唆している。

労働生産性に関する研究では、Takasaki (2024) が、職業訓練を受けて障害者の生産性が向上したとしても、職場で受ける差別が逆に増加することを明らかにした。職業訓練による生産性向上が、非障害者との接触機会を増やす一方で、差別体験の増加や自己スティグマの促進につながるものが観察されている。自己スティグマとは、差別行動そのものではなく、障害者が自身を障害者として強く意識するような機会が、障害者に否定的自己認識を生じさせ、自身に対して差別や偏見を抱く現象である。この現象から、能力向上と雇用機会の増加のみでは障害者が直面する不平等問題を十分に解消できないことが明らかになった。そのため、就職後の環境における差別緩和が課題解決の鍵となると言える。

一方、差別を緩和する手法として、社会規範的な情報の有効性が議論されている。Banerjee (2016) は、汚職ゲームを通じて、社会規範が社会に不適切と考えられる行動を抑制する効果を持つことを明らかにした。また、Barr et al. (2018) は、国籍によるグループ分けにより反人種差別的な社会規範意識を誘発する実験を行い、社会規範が国籍に基づく差別行動を抑制することを確認した。このことから、社会規範的な情報は複数の分野で差別行動を抑制する効果を持つことを示している。

さらに、Hornik & Yanovitzky (2023) は、マスメディアを利用した公共的な宣伝活動が、個人だけでなく組織全体の行動を規範に沿った方向へ促す可能性を示した。例えば、Licsandru & Cui (2019) は、多文化主義的な広告ビデオが差別意識を削減する効果があることを検証している。しかし、このような規範的な視覚情報の、障害者差別に対する有効性については十分に理解されておらず、今回の研究ではこれを検証する。

以上の先行研究を踏まえ、本研究では、障害者に対する同僚からの差別を緩和する手段として、社会規範的な文章と視覚情報の効果を具体的に明らかにすることを目的とする。

3. 研究デザイン

3-1. 実験概要

本研究では、障害者の同僚に対する差別意識の緩和手法として、社会規範的な文章と視覚情報が示す効果を明らかにすることを目的とし、カンボジアで411世帯を対象にRCTを実施した。

カンボジア中心部に位置するカンダル州のArey Ksat地区の6つの村において、8月24日から8月29日の6日間にかけて実験を実施した。現地の調査員11名に依頼し、アンケート形式で参加者に対し実験を行った。

質問票の作成と回答の記録には、オンラインアンケート作成ツール「Qualtrics」を使用しクメール語の調査票を作成した。参加者には、調査員が内容を口頭で説明し、回答を代理で入力するという

形式で集計した。参加者には文房具セットを回答報酬として提供した。

また、本実験では、検証対象となる障害者を手や腕に障害がある人に限定した。この設定は、音声入力ソフトや目線追跡マウスなどの技術で補助が可能であり、障害による労働生産性への影響が軽微であると仮定することで、生産能力の違いに依存しない純粋な差別意識を測定するためである。

3-2. 情報介入

選択実験を受ける前の情報介入では、参加者をそれぞれ4つのグループに分けて異なる介入を行った。データが欠落している4世帯は分析対象から除外した。

図1は情報介入の流れを示している。

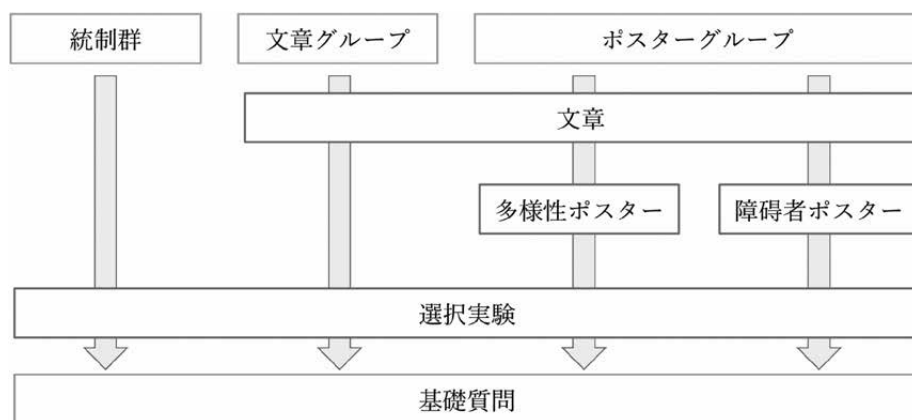


図1：情報介入の流れ

参加者を無作為に4つのグループに分けた。1つ目のグループはコントロールグループであり、情報介入を受けない。他3つのグループと共通して、選択実験と基礎質問のみを実施した。このグループは追加の処理を行う他のグループと比較し、各グループの差別傾向や介入の効果を計測するための基準として用いる。

2つ目の文章グループでは、社会規範的情報の効果を測定するため、文章による情報のみを提供した。また、選択実験における参加者の障害者に対する考え方への直接的な影響を最小限に抑えるために、多様性と社会包摂の重要性を強調する内容の文章とした。以下の文章をクメール語に翻訳し、参加者に提示した。

「ビジネス全体で多様性、公平性、包括性を促進することは、不平等に取り組み、世界中で差別をなくすための重要な一歩です。」(United Nations Global Compact, 2024)

3つ目の多様性ポスターグループでは、文章に加え、多様性を象徴する画像を提示した。画像には

キャラクターの肌の色や服装の違いを通じて民族の多様性を表現し、円状に並び手をつないだ姿で社会的包摂を示している。画像1は、OpenAIの生成AIサービス「ChatGPT」を活用して生成し、編集を加え実際に参加者に提示した画像である。



画像1：多様性ポスター

4つ目の障害者ポスターグループでは、文章に加え、身体障害者を含む社会規範的な画像を提示した。画像には車いすに乗ったキャラクターが描かれ、民族的多様性に加えて障害者を含む社会包摂を表現している。このグループの目的は、身体障害者を包摂の対象として社会的規範に視覚的に示すことの効果を、多様性ポスターグループとの比較により検証することである。

加えて、障害者ポスターグループと多様性ポスターグループの結果を、文章グループと比較することで、視覚情報の追加的な効果を検証する。

画像2は画像1を元に編集して身体障害者を加え、実際に参加者に提示した画像である。



画像2：障害者ポスター

3-3. 選択実験

参加者は、自身が事務作業の補助員として働くという仮定のもと実験を行う。職務内容には、書類制作、データ入力や電話対応を含み、身体障害者の候補者は補助器具を用いることでコンピューターを容易に操作できるものとした。これは、障害を手や腕に限った条件に加え、障害者と非障害者の労働生産性に顕著な差がないという前提を満たすためである。

候補者のプロフィールは、性別、年齢、学歴、および障害の有無で構成される。年齢は18歳、25歳、35歳とし、高等学校卒業後に就労を開始する一般的な年齢と、カンボジアで労働参加率が高い年齢層を反映させた（National Institute of Statistics Ministry of Planning, 2022）。学歴は、段階的な就学率の高さと実験で仮定する職務内容を鑑み、小学校中退、小学校卒業、中学校卒業、および高等学校卒業の4段階で構成した。障害の有無は「あり」、「なし」の2択である。これらの属性をランダムに組み合わせた候補者2人を参加者に提示し、選択実験を行った。実験で参加者が候補者2人の中から1人を選ぶプロセスを1回とし、これを参加者1人あたり6回繰り返した。

3-4. 基礎統計

参加者は欠損しているデータを除くと411人であった。選択実験にて各人が6回ずつ実験に回答することで、1回のゲームで選択された選択肢と選択されなかった選択肢を含め12個のサンプルが収集され、全体では4852個の標本が得られた。

質問票では、参加者の社会的な属性が実験結果に与える影響を制御するため、性別や世帯年収などの基礎情報に関する質問、参加者の利他性を測定する質問、障害者との接触機会に関する質問を行っている。これらの質問を通して、実験で影響を与えうる属性を分析において制御するため、複数のダミー変数を設定する。設定したダミー変数は、男性ダミー、高学歴ダミー、高収入ダミー、高利他性ダミー、同僚に障害者がいる人ダミー、自身が障害者である人ダミー、世帯／友人／親戚に障害者がいる人ダミー、以上の7個である。

基礎情報に基づくダミー変数のうち、男性ダミーは、男性の参加者を1とするダミー変数であり、高学歴ダミーは高等学校又は大学を卒業した者を1とするダミー変数である。また、高収入ダミーについては、年収データが欠損している39人を除外した372人のデータを用いて分析を行い、このうち上位50%に該当する参加者を1とした。

高利他性ダミーに関して、参加者の障害者への寛容度が選択実験へ与える影響を考慮し、利他性を測定する質問を情報加入の前に行った。利他性とは、自分の不利益になったとしても他者の利益を尊重する意欲を意味している（Cambridge Dictionary, 2024）。具体的な質問内容としては、仮想的にそれぞれの参加者に150,000KHRを与え、その金額を寄付もしくは自身で保持する形で自由に金額を振り分けるという状況を提示した。寄付に割り振った金額が多いほど、利他性が高いと評価する。なお、この仮想的質問は、Eckel & Grossman（1996）の、独裁者ゲームにより利他性を計測した実験を参考に行っている。この質問にて計測した利他性のうち、上位50%に該当する参加者を1とする高利他

性ダミーを設定した。

障害者との接触機会に関する質問を通して、それぞれ参加者の同僚に障害者がいる場合は1、自身が障害者である場合は1、世帯、友人または親戚に障害者がいる場合は1をとるダミー変数を設定した。この質問では、日常生活での障害者との接触の度合いが、実験における障害者に対する態度に及ぼす影響を検証することを目的としている。

表1は、各属性の統計データを示している。

表1：基礎統計

	コントロール グループ	文章 グループ	多様性ポスター グループ	障害者ポスター グループ	合計
参加人数	97	111	92	111	411
標本数	1134	1322	1092	1304	4842
年齢	52.4300 (12.7548)	51.7387 (13.5712)	48.6196 (14.6938)	54.973 (12.6846)	52.0779 (13.5502)
男性ダミー	0.2474 (0.4338)	0.3423 (0.4766)	0.3587 (0.4822)	0.2793 (0.4507)	0.3066 (0.4616)
高利他性ダミー	0.5670 (0.4981)	0.6486 (0.4796)	0.6087 (0.4907)	0.5856 (0.4949)	0.6034 (0.4898)
高学歴ダミー	0.0619 (0.2421)	0.0721 (0.2598)	0.1848 (0.3902)	0.0991 (0.3002)	0.1022 (0.3033)
同僚に 障害者がいる人ダミー	0.0721 (0.2601)	0.0541 (0.2272)	0.1196 (0.3262)	0.0541 (0.2272)	0.0730 (0.2604)
自身が 障害者である人ダミー	0.0515 (0.2222)	0.0450 (0.2083)	0.0870 (0.2833)	0.0811 (0.2742)	0.0657 (0.2480)
友人／世帯／親戚に 障害者がいる人ダミー	0.1959 (0.3989)	0.3243 (0.4702)	0.3804 (0.4882)	0.3153 (0.4667)	0.3054 (0.4606)

注：Scheffe's multiple comparison の結果、高学歴ダミーのみグループ間で有意差が見られた。

表2：高収入ダミーに用いる統計データ

	コントロール グループ	文章 グループ	多様性ポスター グループ	障害者ポスター グループ	合計
参加人数（欠損値除く）	88	97	87	100	372
標本数（欠損値除く）	1028	1154	1032	1176	4390
高収入ダミー	0.25 (0.4355)	0.2062 (0.4067)	0.3218 (0.4699)	0.3 (0.4606)	0.2367 (0.4251)

注：Scheffe's multiple comparison の結果、グループ間の有意差はない。括弧内の数字は標準偏差を表す。

4. 推計方法

4-1. 基本の推計式

本研究では、社会規範的情報および視覚情報の提供が、身体障害者と働くことに対する態度に影響を与えるかを検証するため、Probit model による重回帰分析を行う。参加者による候補者への評価は、被説明変数がダミー変数であるため、Probit model を採用する。推計に用いる式は以下の通りである。

$$\begin{aligned} Choice_{ia} = & \beta_0 + \beta_1 Disability_{ia} + \beta_2 (Disability_{ia} \times Text_i) + \beta_3 (Disability_{ia} \times Poster \text{ without } Disability_i) + \\ & \beta_4 (Disability_{ia} \times Poster \text{ with } Disability_i) + \beta_5 Text_i + \beta_6 Poster \text{ without } Disability_i + \\ & \beta_7 Poster \text{ with } Disability_i + \gamma_1 X_i + \delta_1 Round_j + \zeta_1 Enumerator_k + \eta_1 Village_l + \varepsilon_i \end{aligned}$$

被説明変数である $Choice_{ia}$ は、参加者 i による候補者 a への評価を表し、候補者が同僚として選択された場合に 1 を取る。1 つ目の説明変数である $Disability_{ia}$ は、候補者の属性を表すダミー変数であり、候補者 a が身体障害を有している場合に 1 を取る。2 つ目の説明変数 $Text_i$ は、文章情報提供を示すダミー変数であり、参加者 i が文章情報を得た場合に 1 を取る。3 つ目の説明変数 $Poster \text{ without } Disability_i$ は、文章情報に加えて多様性ポスターが提供されたことを示すダミー変数であり、参加者 i がこれら両方の情報を得た場合に 1 を取る。4 つ目の説明変数 $Poster \text{ with } Disability_i$ は、文章情報に加えて障害者ポスターが提供されたことを示すダミー変数であり、参加者 i がこれら両方の情報を得た場合に 1 を取る。また、 X_i は統制変数を示し、以下の変数を含む：性別、年齢、教育水準。さらに、 $Round_j$ は 6 ラウンドにわたって実施した選択実験の順番効果を示すダミー変数であり、ラウンドごとに生じ得る慣れや疲労による回答への影響を統制するものである。加えて、 $Enumerator_k$ は調査員ごとの固定効果を示すダミー変数であり、 $Village_l$ は調査を実施した村ごとの固定効果を示すダミー変数である。最後に、 ε_i は誤差項を表す。

本推計の結果として、 $\beta_1 < 0$ の場合、参加者が身体障害を持つ候補者を選びにくい傾向があることを意味する。労働生産性の差異を極力無くした実験の下で、身体障害を持つ候補者を選びにくい傾向があれば、これは身体障害者への差別意識を示唆する可能性がある。また、 $\beta_2 > 0$ の場合、社会規範的な文章介入により、何も情報を受け取らなかった場合と比べて、身体障害を持つ候補者が選ばれやすくなったことを意味する。さらに、 $\beta_3 > \beta_2 > 0$ または $\beta_4 > \beta_2 > 0$ の場合、多様性ポスターもしくはは障害者ポスターの提供によって、文章のみを提供した際と比べて身体障害を持つ候補者が選ばれやすくなったことを意味する。最後に、 $\beta_4 > \beta_3 > 0$ の場合、多様性ポスターを提示した際と比べて、障害者を視覚情報に含めることで身体障害を持つ候補者がより選ばれやすくなったことを意味する。

4-2. 異質性分析

さらに、本研究では介入効果の異質性を測るため、4 パターンの参加者が持つ属性変数を基にした

異質性分析を実施した。この4種類の変数は全てダミー変数であり、それぞれ推計式の $Disability_{ia} \times Text_i$, $Disability_{ia} \times Poster\ without\ Disability_i$, $Disability_{ia} \times Poster\ with\ Disability_i$ と掛け合わせて交差項を作成している。

1つ目は、男性ダミーであり、参加者が男性の場合に1を取る。Jayachandran (2015)によると、途上国では性別による教育機会や収入の不平等が存在している。途上国では性別によって社会的な立場が異なり、こうした状況は障害者への寛容度にも影響を与える可能性がある。具体的には、男性よりも女性の方が不平等な扱いを受ける場合が多く、身体障害者の立場に共感しやすく寛容になる可能性がある。そこで、男性ダミーを掛け合わせることで、性別による障害者への態度や介入効果を測定する。

2つ目の変数は、参加者が日常的に障害者と接触しているかを表すものである。具体的には、友人、世帯または親戚に障害者がいる場合に1を取るダミー変数と、職場の同僚に障害者がいる場合に1となるダミー変数である。Takasaki (2024)によれば、職業訓練を受けて雇用を得た障害者ほど、差別体験機会が増える可能性が示唆されており、職場で同僚による差別が発生していると考えられる。つまり、職場で障害者と接触している人は、障害者に対して悲観的な態度を示す可能性がある。本分析では、この異質性分析を通じて、日常的な接触機会が障害者に対する態度に与える影響を測定するとともに、規範的な文章と2種類の視覚情報がこれらの差別傾向に有効かを検証する。

3つ目の変数は、参加者自身が障害を有しているかを示すダミー変数であり、障害を有する場合に1となる。Ghosal et al. (2020)によれば、社会的排除に直面することが個人の自己認識を歪め、悲観的な自己スティグマを形成する可能性が示唆されている。障害者は日常生活で社会的排除に直面していると考えられるため、自己スティグマを有し、障害を持つ候補者に対しても悲観的な反応を示す可能性がある。本異質性分析を通じて、障害者が自己スティグマを有しているかを検証すると共に、規範的な文章情報と2種類の視覚情報が自己スティグマに対して有効であるかを検証する。

4つ目の変数は、参加者の利他性が高い場合に1となるダミー変数である。質問で計測した利他性を用いて、障害者に対する態度や介入効果の異質性を検証する。また、本質問で測定される利他性は参加者の年収に影響を受ける可能性があるため、コントロール変数に年収データを追加した。この変更に伴い、年収に関する情報が欠損している39人のデータを除外し、372人のデータで推計を行った。

5. 推計結果

5-1. 基本の推計結果

表3は、参加者全体において、文章と2種類の視覚情報が身体障害者への態度に与える影響についての推計結果である。候補者が身体障害者であることを示す「候補者の障害ダミー」の係数は非有意であり、全体として、候補者が非障害者である場合と比べて身体障害者が選ばれにくいという傾向は見られなかった。また、規範的文章×候補者の障害ダミー、多様性ポスター×候補者の障害ダミー、

表3：身体障害が「選ばれやすさ」に与える影響と規範的情報介入の効果

	選ばれやすさ
候補者の障害ダミー	0.9214 (0.122)
規範的文章・候補者の障害ダミー	0.123 (0.168)
多様性ポスター・候補者の障害ダミー	0.1208 (0.175)
障害者ポスター・候補者の障害ダミー	0.0359 (0.168)
コントロール変数	✓
ラウンドダミー	✓
調査員ダミー	✓
村ダミー	✓
標本数	4852

注：括弧内は標準誤差を示す。*は $p < 0.10$ 、**は $p < 0.05$ 、***は $p < 0.01$ を示す。

障害者ポスター×候補者の障害ダミーは2種類の視覚情報による介入効果を示しており、全て非有意だった。つまり、参加者全体で、規範的文章と2種類の視覚情報の介入が「候補者が身体障害者である場合の選ばれやすさ」に与える影響は観測されなかった。

5-2. 異質性分析

表4は参加者の属性ダミーと各項を掛け合わせた異質性分析の結果であり、表5は有意差が見られた推計結果のOdds ratioを示す。Odds ratioとは対象の事象が発生する確率が、基準と比較して何倍であるかを示す指標であり、係数との関係は以下の通りである。

$$\text{Odds ratio} = e^{\beta m}$$

本分析の場合、対象の事象とは「候補者が選ばれること」であり、基準は「候補者の障害ダミーが0かつ、規範的文章と2種類の文章介入を示すダミーが0かつ、参加者の属性ダミーが0」の状態である。例えば、(1)は参加者の属性が男性である場合の異質性分析を示しており、「候補者の障害ダミー・参加者の属性ダミー」のOdds ratioは、「候補者の障害ダミーが0で、参加者の男性ダミーも0」の場合と比較して、「候補者の障害ダミーが1で、参加者の男性ダミーが1」の場合に、候補者が選ばれる確率が何倍であるかを示している。

まず、(1)は参加者が男性の場合に注目した異質性分析の結果である。「候補者の障害ダミー・参加者の属性ダミー」からマイナスに有意な結果が得られた。つまり、男性の参加者は女性の参加者と比較して、身体障害を有する候補者を選びにくい傾向があることが示唆される。また、規範的文章と2

表 4：参加者の属性ダミーと各項を掛け合わせた異質性分析の結果

参加者の属性	選ばれやすさ				
	男性の場合	友人・世帯・ 親戚に障害者が いる場合	同僚に障害者が いる場合	自身が 障害者の場合	利他性が 高い場合
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
候補者の障害ダミー *	-0.4614*	0.2090	-1.3115***	-1.2392**	-0.4730
参加者の属性ダミー	(0.280)	(0.308)	(0.462)	(0.535)	(0.261)
規範的文章 *					
候補者の障害ダミー *	0.2241	0.3133	1.9449***	2.1136***	0.5208
参加者の属性ダミー	(0.369)	(0.396)	(0.719)	(0.795)	(0.366)
多様性ポスター *					
候補者の障害ダミー *	0.2984	0.3534	1.1582*	0.1845	0.6190*
参加者の属性ダミー	(0.382)	(0.404)	(0.603)	(0.686)	(0.370)
障害者ポスター *					
候補者の障害ダミー *	0.4058	-0.1962	2.2436***	0.1856	0.7612*
参加者の属性ダミー	(0.378)	(0.393)	(0.727)	(0.670)	(0.356)
コントロール変数	✓	✓	✓	✓	✓
ラウンドダミー	✓	✓	✓	✓	✓
調査員ダミー	✓	✓	✓	✓	✓
村ダミー	✓	✓	✓	✓	✓
標本数	4852	4852	4852	4852	4390

注：括弧内は標準誤差を示す。* は $p < 0.10$ 、** は $p < 0.05$ 、*** は $p < 0.01$ を示す。

表 5：有意差が見られた推計結果の Odds ratio

参加者の属性	選ばれやすさ			
	男性の場合	同僚に障害者が いる場合	自身が 障害者の場合	利他性が 高い場合
	(1)	(3)	(4)	(5)
候補者の障害ダミー *	-6.3042*	2.6942***	2.8961**	6.2312*
参加者の属性ダミー	(0.280)	(0.462)	(0.535)	(0.261)
規範的文章 * 候補者の障害ダミー *	1.2512	6.9926***	8.2779***	1.6833
参加者の属性ダミー	(0.369)	(0.719)	(0.795)	(0.366)
多様性ポスター *	1.3477	3.1842*	1.2026	1.8571*
候補者の障害ダミー * 参加者の属性ダミー	(0.382)	(0.603)	(0.686)	(0.370)
障害者ポスター *	1.5006	9.4275	1.2040	2.1408*
候補者の障害ダミー * 参加者の属性ダミー	(0.378)	(0.727)	(0.670)	(0.356)
コントロール変数	✓	✓	✓	✓
ラウンドダミー	✓	✓	✓	✓
村ダミー	✓	✓	✓	✓
調査員ダミー	✓	✓	✓	✓
標本数	4852	4852	4852	4390

注：括弧内は標準誤差を示す。* は $p < 0.10$ 、** は $p < 0.05$ 、*** は $p < 0.01$ を示す。

種類の視覚情報による介入は全て非有意であった。

次に、(2)は参加者の友人、世帯または親戚に障害者がいる場合に1となるダミー変数による異質性分析の結果である。全ての項において非有意であり、友人、世帯または親戚に障害者がいる場合に、身体障害を有する候補者を選びやすい傾向も、選びにくい傾向も見られなかった。また、規範的文章と2種類の視覚情報による介入も非有意であった。一方、(3)職場の同僚に障害者がいる場合に1となるダミー変数による異質性分析の結果を示すこれらの結果から、日常的な接触だけでは障害者への差別意識は形成されないが、職場での接触により差別意識が形成される可能性が示唆される。また、文章のみを提供した場合と、文章に加えて多様性ポスターを提供した場合でOdds ratioを比較すると、文章のみの場合は約6.99倍、文章と多様性ポスターを提供した場合には約3.18倍になっており、多様性ポスターを加えると効果が抑制されていることが分かる。つまり、多様性ポスターが文章の効果を阻害した可能性が示唆される。さらに、文章に加えて障害者ポスターを提供した場合には、Odds ratioが約9.43倍と、文章のみを提供した場合よりも大きく、視覚情報により差別意識を緩和する効果が増幅された可能性が示唆される。

次に、参加者が障害者である場合に1をとるダミー変数との異質性分析の結果(4)を示す。「候補者の障害ダミー*参加者の属性ダミー」の係数がマイナスに有意であり、障害を持つ参加者は、身体障害を持つ候補者を選びにくい傾向が示唆される。また、規範的な情報介入に関しては、文章介入のみがプラスに有意であった。

最後に、参加者が高い利他性を持つ場合に1となるダミー変数との異質性分析の結果(5)を示す。「候補者の障害ダミー*参加者の属性ダミー」の係数がマイナスに有意であり、一般的利他性が高い場合でも身体障害を持つ候補者を選びにくい傾向があることが示唆される。規範的な情報介入に関しては、2種類の視覚情報のみがプラスに有意であった。文章に加えて多様性ポスターを提示した場合のOdds ratioは約1.86倍、文章に加えて障害者ポスターを提示した場合のOdds ratioは約2.14倍であった。この結果から、視覚情報により差別意識を緩和する効果が増幅された可能性と、社会包摂の定義に障害者の存在を明示することによる増幅効果が確認できる。

6. 考察

参加者全体を対象に分析を行った結果、障害を持つ候補者の選ばれやすさや、3種類すべての情報介入(規範的文章、多様性ポスター、障害者ポスター)の効果はいずれも統計的に有意ではなかった。つまり、参加者全体として、障害者に対する差別意識や提示された情報介入による行動の変化は観測されなかった。また、参加者全体において発生しうる同情的な感情は、障害を持つ候補者の選ばれやすさが全体的に非有意だったことから、参加者の選好傾向には影響を及ぼさなかった可能性がある。

一方、参加者を男性に限定した場合、女性に比べて障害者の候補者を選びにくい傾向が確認された。このことから、全体的な非有意性の背後に男女間の選好傾向の違いが存在する可能性が示唆される。つまり、男性の傾向が、女性の非差別的な行動によって相殺された結果、全体として有意な効果が観

測されなかったと考えられる。発展途上国では、女性が家庭内での介護や家族の世話を担うことが多く、カンボジアでも同様の傾向が見られる (Barigozzi et al., 2020; World Bank, 2024)。そのため、女性は男性と比較すると、身体的に不自由な対象への日常生活の中での接触機会が多く、それによる慣れから、障害者に対する偏見に基づく差別意識が薄い可能性がある。こうした要因が女性の選好傾向に影響を与え、男性の差別的な傾向を打ち消したため、参加者全体における障害者の候補者の選びやすさが非有意な結果になったものと推測される。

さらに、社会規範的な情報による介入の一般的な効果が確認されなかった背景に、カンボジア全体での障害者包摂政策や教育の影響が挙げられる。カンボジアでは、2007年に障害を持つ子どもの被教育権利法が制定されて以来、2009年の障害者の権利保護・促進法や2018年のインクルーシブ教育法など、様々な障害者包摂政策や教育政策が施行されてきた (UNICEF, 2024)。これらの政策により、障害者包摂の価値観が社会全体に広く普及し、実験の実施時点では市民にとって一般的な価値観として定着していた可能性が高い。そのため、今回の社会規範的情報介入は、既存の価値観に対して追加的な効果を発揮するには至らなかったと考えられる。

1つ目の異質性分析の結果から、障害者の同僚がいる人は、障害者の同僚を持たない人に比べて、障害者の候補者を選びにくい傾向があるということがわかった。一方、世帯や友人、親戚に障害者がある人は、いない人と比べて選びやすさに有意な差が見られなかった。この結果から、障害者との接触機会の違いによって、障害者の候補者へ選びやすさについて有意な差が生じていると推察できる。

今回の実験では、障害者の候補者は補助器具を付けており、労働生産性に差異がないという前提のもとで行った。そのため、障害者と同僚として働くことで生じる可能性がある追加的な負担への懸念は、この傾向を説明する要因として考えにくい。説明可能な要因の1つとして挙げられるのが、障害者の候補者に対する差別意識である。生産性に関わらず、障害者に対するネガティブな偏見に基づく差別的な意識から、障害者の候補者を選ぶことを避けたのではないかと考えられる。この推測は、Takasaki (2023) における、職業訓練済み障害者の差別体験報告が増加したという観察結果とも一致する。

さらに、職場に障害者の同僚がいる人の差別的な意識に対して、規範的介入がすべて有意であった。第一に、多様性ポスターによる介入の効果が文章による介入の効果より低いことから、多様性ポスターが文章による介入効果を阻害していると示唆される。これは、参加者が、画像により提示された社会規範に障害者が内包されていないと解釈することで、障害者差別意識の緩和の効果が抑制された可能性がある。第二に、障害者ポスターによる介入の効果が文章介入の効果を上回った。この結果から、視覚情報による補完的な説明が、文章による介入効果をさらに強化し、差別意識をより効果的に緩和した可能性が示唆される。視覚情報の効果について、Rodríguez Chatruc & Rozo (2024) は、動画が登場人物への共感を促す効果を持つことに着目し、移民差別の軽減を目的とした動画が被験者の向社会的行動を促進することを検証した。今回の実験でも同様に、画像という視覚的媒体を通じて反差別的な情報を提示することで、参加者の共感が深まり、差別的な意識が緩和されたと考えられる。この結果は、規範的視覚情報が障害者差別の緩和に追加的な効果を持つ可能性を示唆している。

2つ目の異質性分析から、自身が障害者である参加者は、選択において障害者の候補者を選びにくいことがわかった。この自己スティグマが観測された要因として、実験で非障害者と障害者を比較し選択する状況において、障害者としての自意識が刺激された可能性が考えられる。その結果、障害を持つ参加者自身が差別的な行動をとったのではないかと考えられる。

Crabtree et al. (2010)によれば、スティグマ化された集団に帰属意識を持つほど、自尊心が損なわれる可能性があることが指摘されている。同様に、本実験においても、障害を持つ参加者に対して障害者としての自意識が刺激されたことで、自尊心に負の影響を与えた可能性がある。この影響が、障害者としての自身や帰属集団である障害者全体に対する差別的な選択行動を促進したと考えられる。

また、自身が障害者である人に対して、文章による介入のみが効果的であった。第一に、規範的文章が有効であった理由として、社会的包摂の重要性を説明する文章が、特に就労機会という点で障害者自身の否定的自己認識を緩和し、障害を持つ参加者にとって障害者の候補者を選びやすくした可能性がある。第二に、多様性ポスターによる介入が非有意であった理由として、社会規範の包摂対象として障害者が含まれないと画像から解釈され、規範的文章による効果を阻害した可能性がある。第三に、障害者ポスターによる介入が非有意であった理由としては、ポスター上のキャラクターに参加者が自己投影したことが挙げられる。この自己投影が自己スティグマを促進し、それに伴い自尊心が損なわれたことで、介入が有効に働かなかった可能性がある。また、キャラクターへの自己投影が理想的な社会像と現実との間に存在するギャップを強調し、その認識が参加者に失望感をもたらした結果、介入効果を弱めた可能性も考えられる。このように、視覚的介入が逆効果となる要因には、自己スティグマの影響と理想と現実の認識差が関与していると考えられる。

3つ目の異質性分析から、利他性が高い人は、利他性が低い人に比べて障害者の候補者を選ばない傾向にあることがわかった。これは、慈善団体への寄付意思を示した金額が多い人ほど、逆に障害者の候補者に対してネガティブな反応を示す傾向があるということを意味している。なお、この分析では高収入ダミー変数によって、参加者の経済状況による寄付額の変動が制御しているため、結果は経済状況に影響されていないと考えられる。

この差別的な傾向の理由として考えられるのが、参加者の利他性の対象に障害者が含まれていない可能性である。他人を思いやる性質としての利他性が、障害者に対して発揮されなかった可能性がある。カンボジアでは人口のおよそ97%が仏教徒であり (National Population Census of the Kingdom of Cambodia, 2020)、仏教では、障害を、前世で犯した罪の結果によるものとみなす考えが存在する (Schuelka, 2015)。このような信念を持つ人々にとって、障害は障害者自身の因果によるものとされ、慈善的な支援の対象として認識されなかった可能性がある。また、慈善活動に積極的で仏教信仰が深い参加者ほど、この因果の考えを基に障害者へネガティブな反応を示した可能性が考えられる。

さらに、利他性が高い人に対して、視覚情報による介入のみが効果的だった。利他性が高い人は、利他性が低い人と比較して既に他者への共感力が高いため、文章による抽象的な情報介入に対して新たな反応を示すことが少なかったと推測される。一方、視覚情報の有意な効果の背景にあると考えられるのが、認知機能の高さである。認知機能と利他性には正の相関があることが知られており (Falk

et al., 2013)、利他性が高い人は認知機能が高いため、視覚情報をより効果的に理解する能力を持つと考えられる。この結果、視覚情報による介入が偏見の緩和において大きな効果を発揮したと推察される。

7. 政策提言

以上4点の考察を踏まえて、障害者と非障害者間の、労働市場や労働環境へ参加する機会の公平化について、3つの政策提言を行う。

1つ目は、単なる労働機会の公平化が、障害者差別を助長している可能性があることだ。今回の選択実験の結果に対する考察から、障害者との接触機会の違いによって参加者の差別意識に違いが生じることがわかった。Takasaki (2024) が指摘したのと同様に、障害者と非障害者の労働機会の公平化が、特に職場の同僚による差別体験を助長している可能性があり、職場での包摂には独自の対処が必要であることが示唆されている。2006年に国連で障害者権利条約が採択されて以降、発展途上国でこそ、障害者の社会包摂は、持続可能な開発と経済成長において差し置くことのできない課題になっている (World Bank, 2023)。実際にカンボジアでは、障害者の権利保護・促進法 (2009) により、民間企業では100人以上を雇用する場合に、最低1人以上の障害者雇用が義務付けられているなど、労働機会の公平化を促進している。こうした現状を鑑みても、労働機会の公平化によって差別が助長される可能性を認知することは、障害者の社会包摂を目指すうえで欠かせない要素だと言える。

2つ目は、社会規範的な文章や画像が特定の対象に有効であることだ。これらの規範的情報は、職場に障害者の同僚がいる人、自分自身が障害者である人、利他性が高い人に対して有効であるという結果が確認された。例えば、職場で障害者と接触することで促進される差別意識に対して、障害者を含む視覚情報による社会規範の提示が、緩和に大きな効果を持つと推察される。また、自分自身が障害者である人に対しては、文章による社会規範の提示が、自己差別意識の緩和に役立つと言える。

3つ目は、視覚情報の効果が特定の場合においてのみ有効であることだ。規範的な情報の中でも画像を使った視覚情報は、文章への理解と共感を促進し、差別意識緩和の効果を高めることが期待できる。特に、職場で障害者に接している人や高い利他性をもつ人は、文章と比較して視覚情報に対してより大きい差別意識の低下を見せた。そのため、障害者の社会包摂を目的とした広報活動は、画像を用いることでより大きな効果をもたらすことが出来ると言える。一方、視覚情報の中でも、社会包摂の対象である障害者を含まない画像は、規範的文章の効果を阻害する可能性がある。職場で障害者と接している人や障害者自身は、障害者が含まれていない社会像を示した画像に接触することで、より障害者に対して差別意識を深めることが推察される。また、自身が障害者である人にとっては、障害者を包摂対象として明示した場合であっても、逆効果になってしまう可能性がある。そのため、障害者包摂を目的に含まない社会規範的な情報であっても、多様性の包摂対象を再確認し、障害者が含まれる画像を選定することが重要である。

このように、労働市場や労働環境における機会の公平化の実現には、規範的情報の特性を生かした

活用と、各政策の対象者ごとの特性に基づいた柔軟なアプローチが必要となる。

8. 結論

本研究では、カンボジアで RCT を行い、障害者への差別意識に対する社会規範的な文章と画像の効果を検証した。全体の結果として、差別傾向は確認されず、これらの規範的な情報は参加者の行動に影響を与えなかった。しかし、参加者の属性を加えた異質性分析の結果、男性、同僚に障害者がいる人、自身が障害者である人、利他性が高い人ほど、共に働く同僚として身体障害者を選びにくいことが確認された。つまり、これらの属性を持つ人は労働市場において障害者に差別行動をとりやすい可能性がある。また、この差別的な意識に対して規範的情報が緩和方法として有効であることが確認された。同僚に障害者がいる人と利他性が高い人については、視覚情報の中でも特に障害者を明示した画像が、規範的文章のみの場合と比べて高い差別緩和効果を持つことがわかった。つまり、障害者を社会包摂の対象として明示することが規範的情報への理解と共感をより深める可能性がある。以上の結果と分析から、対象を明示した視覚的アプローチが、規範的情報の効果を増幅させることが示唆される。また、被差別者を対象として明示した画像が効果の増幅に重要である一方、障害者自身に対しては規範的文章の効果を阻害する効果も観察された。加えて、障害者を社会包摂の対象に含まない画像の、同僚に障害者がいる人と自身が障害者である人に対する、規範的情報の阻害効果も確認された。これらの結果は、情報発信の際に対象者の特性を考慮し、適切な方法を選択する重要性を示している。

本研究は、雇用主だけでなく、就労にあたって関りのある同僚や社会の構成員の視点から、障害者の包摂を促進する際に、差別意識や社会規範的緩和策がどのように働くのかを分析した。今回得られた結果は、発展途上国における障害者差別の抑制と障害者の包摂について今後の研究に示唆をもたらすと考えられる。先行研究では、別種の差別に対する社会規範や、視覚情報に焦点を当てた効果が検証されてきた。しかし、障害者差別の領域で、雇用主ではなく同僚という観点から労働市場における差別意識を一般化し、選好への影響を観察した研究はあまり多くない。同時に、被差別者ではなく差別者の属性に焦点を当てた差別のメカニズムへの理解は十分ではない。画像と文章の効果を比較することで、障害者の社会包摂により効果的な手法を、情報の受け取り手ごとに詳細に示した点で、これまでの研究にはない新たな視点を提供したと言える。ただし、本研究で観察されたのは情報提供直後の短期的な行動変化に限られており、長期的な差別意識への影響や持続的な効果については明らかにされていない。今後は長期的な効果を含め研究を進めていく必要がある。

謝辞

本研究の遂行にあたり、ご協力を賜りましたすべての皆様に深く感謝申し上げます。特に、指導教官である高橋遼准教授には、研究の構想段階から実験の実施、論文の執筆に至るまで、多大なご助言とご指導を賜りましたことに、心より御礼申し上げます。また、Government Official in Arey Ksat

Administration の Mr. Chariya Ear には、的確なご助言をいただくとともに、現地にて実験が円滑に行えるよう様々な調整や調査員の選定にご尽力いただきました。さらに、調査の実施を支えてくださった 11 名のスタッフおよび学生、Mr. Heng Sopheak, Mr. Sovanra Thea, Mr. Van Chansinith, Ms. Dara Tetvattey, Mr. Horng Lyhai, Mr. Hy Chanhern, Ms. Kea Mouy Keang, Ms. Oeun Sreynit, Ms. Seng Kimheng, Mr. Sokha Ratha, Mr. Sokun Lyching に、事前研修や実験期間中の多大なるご協力を賜り、深く感謝申し上げます。加えて、画像作成にご協力いただいた方や、現地で実験に協力して下さった多くの方々のご尽力がなければ、本調査は実現し得ませんでした。本研究に関わったすべての方々のご支援とご協力に、改めて心より御礼申し上げます。

参考文献

- Andersen, S., Ertac, S., Gneezy, U., List, J. A., & Maximiano, S. (2013). Gender, Competitiveness, and Socialization at a Young Age: Evidence From a Matrilineal and a Patriarchal Society. *Review of Economics and Statistics*, 95(4), 1438–1443. https://doi.org/10.1162/rest_a_00312
- Banerjee, R. (2015). On the interpretation of bribery in a laboratory corruption game: moral frames and social norms. *Experimental Economics*, 19(1), 240–267. <https://doi.org/10.1007/s10683-015-9436-1>
- Barigozzi, F., Cremer, H., & Roeder, K. (2020). Caregivers in the family: Daughters, sons and social norms. *European Economic Review*, 130, 103589. <https://doi.org/10.1016/j.eurocorev.2020.103589>
- Barr, A., Lane, T., & Nosenzo, D. (2018). On the social inappropriateness of discrimination. *Journal of Public Economics*, 164, 153–164. <https://doi.org/10.1016/j.jpubeco.2018.06.004>
- Bellemare, C., Goussé, M., Lacroix, G., & Marchand, S. (2018). Physical Disability and Labor Market Discrimination: Evidence from a Field Experiment. *American Economic Journal: Applied Economics*, 15(4). <https://doi.org/10.2139/ssrn.3170250>
- Bicchieri, C. (2006). The grammar of society: the nature and dynamics of social norms. *Cambridge University Press*.
- Cambridge Dictionary. (2025). altruism. CambridgeWords. https://dictionary.cambridge.org/ja/dictionary/english/altruism#google_vignette
- Crabtree, J. W., Haslam, S. A., Postmes, T., & Haslam, C. (2010). Mental Health Support Groups, Stigma, and Self-Esteem: Positive and Negative Implications of Group Identification. *Journal of Social Issues*, 66(3), 553–569. <https://doi.org/10.1111/j.1540-4560.2010.01662.x>
- Diversity, Equity and Inclusion | UN Global Compact. (n.d.). Unglobalcompact.org; UN Global Compact. <https://unglobalcompact.org/take-action/action/dei>
- Eckel, C. C., & Grossman, P. J. (1996). Altruism in Anonymous Dictator Games. *Games and Economic Behavior*, 16(2), 181–191. <https://doi.org/10.1006/game.1996.0081>
- Falk, A., Becker, A., Dohmen, T., Enke, B., Huffman, D., & Sunde, U. (2018). Global Evidence on Economic Preferences*. *The Quarterly Journal of Economics*, 133(4), 1645–1692. <https://doi.org/10.1093/qje/qjy013>
- Ghosal, S., Jana, S., Mani, A., Mitra, S., & Roy, S. (2020). Sex Workers, Stigma and Self-Image: Evidence from Kolkata Brothels. *The Review of Economics and Statistics*, 1–45. https://doi.org/10.1162/rest_a_01013
- Hornik, R. and Yanovitzky, I. (2003). Using Theory to Design Evaluations of Communication Campaigns: The Case of the National Youth Anti-Drug Media Campaign. *Communication Theory*, 13, 204–224. <https://doi.org/10.1111/j.1468-2885.2003.tb00289.x>
- ILO. (2009). The price of exclusion: The economic consequences of excluding people with disabilities from the world of work. *Employment Sector Employment Working Paper*, 43. https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/@ed_emp/@ifp_skills/documents/publication/wcms_119305.pdf
- ILO., & OECD. (2018). Labour market inclusion of people with disabilities. https://www.ilo.org/sites/default/files/wcmsp5/groups/public/%40dgreports/%40cabinet/documents/publication/wcms_762590.pdf
- Jayachandran, S. (2015). The Roots of Gender Inequality in Developing Countries. *Annual Review of Economics*, 7(1), 63–88. <https://doi.org/10.1146/annurev-economics-080614-115404>
- Law on the Protection and the Promotion of the Rights of Person with Disabilities. (2009). Royal Government of

-
- the Kingdom of Cambodia. <https://data.opendevelopmentmekong.net/dataset/64b20842-7695-408e-998d-e32f74cf78e6/resource/6d718711-cc4f-4571-9500-d195ea9f18f1/download/e5e87d30-6227-4582-b10e-6f01bed5a0d7.pdf>
- Licsandru, T. C., & Cui, C. C. (2019). Ethnic marketing to the global millennial consumers: Challenges and opportunities. *Journal of Business Research*, 103(103), 261–274. <https://doi.org/10.1016/j.jbusres.2019.01.052>
- Meyer, B. D., & Mok, W. K. C. (2019). Disability, earnings, income and consumption. *Journal of Public Economics*, 171, 51–69. <https://doi.org/10.1016/j.jpubeco.2018.06.011>
- Mizunoya, S., & Mitra, S. (2013). Is There a Disability Gap in Employment Rates in Developing Countries? *World Development*, 42, 28–43. <https://doi.org/10.1016/j.worlddev.2012.05.037>
- National Institute of Statistics., & Ministry of Planning. (2020). National Population Census of the Kingdom of Cambodia. <https://nis.gov.kh/nis/Census2019/Final%20General%20Population%20Census%202019-English.pdf>
- National Institute of Statistics., & Ministry of Planning. (2022). Report of Cambodia Socio-Economic Survey 2021. https://www.nis.gov.kh/nis/CSSES/Final%20Report%20of%20Cambodia%20Socio-Economic%20Survey%202021_EN.pdf
- Schildberg-Hörisch, H., Schwarz, M. A., Trieu, C., & Willrodt, J. (2023). Perceived Fairness and Consequences of Affirmative Action Policies. *The Economic Journal*, 133(656), 3099–3135. <https://doi.org/10.1093/ej/uead063>
- Schuelka, M. J. (2015). The evolving construction and conceptualisation of “disability” in Bhutan. *Disability & Society*, 30(6), 820–833. <https://doi.org/10.1080/09687599.2015.1052043>
- Takasaki, Y. (2024). Impacts of vocational training for persons with disabilities: Experimental evidence from Cambodia. *Journal of Development Economics*, 169, 103277–103277. <https://doi.org/10.1016/j.jdeveco.2024.103277>
- Rodríguez Chatruc, M., & Roza, S. V. (2024). In someone else's shoes: Reducing prejudice through perspective taking. *Journal of Development Economics*, 170, 103309. <https://doi.org/10.1016/j.jdeveco.2024.103309>
- Royal Government of Cambodia. (2010). Sub-Decree Quota for Recruitment of Disabled Persons. https://huskyandpartners.com/images/Law%20Library/Health/20190606-Sub-Decree%20on%20Quota%20for%20Recruitment%20of%20Disable%20Person_2010_En.pdf.pdf
- UNICEF. (2024). Paving the Pathway: Inclusive Education for Children with Disabilities in Cambodia. <https://www.unicef.org/innocenti/media/8986/file/UNICEF-Innocenti-Paving-the-Pathway-Cambodia-2024.pdf>
- World Bank. (2024, November 25). Cambodia - Country Gender Action Plan FY25-FY29 (English). Washington, D.C. : World Bank Group. <http://documents.worldbank.org/curated/en/099092424010529589/P17813410d848d09d192fd1300487db1698>
- World Bank. (2023, April 3). Disability Inclusion Overview. World Bank Group. <https://www.worldbank.org/en/topic/disability#1>

付録 A. 利他性を問う設問の全文

2-7

(Hypothetical situation.) Imagine the following situation: Today you unexpectedly received 150,000KHR How much of this amount would you donate to a good cause? For example, giving money to a human rights charity organization. (Answer between 0 and 150,000)

付録 B. 社会規範的な文章介入の設問の全文

※多様性ポスターグループ、障害者ポスターグループには、本文内の図2もしくは図3を提示した。

Promoting diversity, equity and inclusion throughout business operations is an important step in tackling inequality and eliminating discrimination worldwide.

付録 C. 仮想の事務職同僚を選択する設問の全文

In the following task, you will be presented with two job applicants. If you were hypothetically working as an administrative assistant, which applicants would you prefer to work with? Please use the profile information to decide which applicants you would work with for administrative positions.

This task has 6 rounds.

Job description: document preparation, data entry, and receiving phone calls.

Cautious

Physical disability: If this field is “Yes,” it means that he/she has a disability in the hand or arm, making it hard to move freely. However, all applicants with disabilities can use assistive tools, such as voice recognition, eye tracking computer mouse, etc. Using these assistive tools, they can use the computer easily.

Applicant1

Gender: [Male, Female の中からランダムに表示]

Age: [18, 25, 35 の中からランダムに表示]

Education: [Dropped out Primary School, Primary School, Secondary School, High School の中からランダムに表示]

Physical Disabilities: [Yes, No の中からランダムに表示]

Applicant2

Gender: [Male, Female の中からランダムに表示]

Age: [18, 25, 35 の中からランダムに表示]

Education: [Dropped out Primary School, Primary School, Secondary School, High School の中からランダムに表示]

Physical Disabilities: [Yes, No の中からランダムに表示]

5-4-2-1

Which applicant would you like to work with?

1. Applicant1
2. Applicant2
- 1. I don't know / Not applicable

付録 D. 参加者の障害の有無と、日常生活における障害者との接触の有無を尋ねる設問の全文

5-5-1

Do you have any types of disability yourself?

1. Yes
2. No
- 1. I don't know / Not applicable

5-5-2

Do you have a household member with any type of disability?

1. Yes
2. No
- 1. I don't know / Not applicable

5-5-3

Do you have a friend or relative with any types of disability?

1. Yes
2. No
- 1. I don't know / Not applicable

5-5-4

Do you have any people with disability in your workplace?

1. Yes
2. No
- 1. I don't know / Not applicable

付録 E. 身体障害が選ばれやすさに与える影響と規範的情報介入の効果

	選ばれやすさ
参加者の障害ダミー	0.9214 (0.122)
文章×参加者の障害ダミー	0.123 (0.168)
多様性ポスター×参加者の障害ダミー	0.1208 (0.175)
障害者ポスター×参加者の障害ダミー	0.0359 (0.168)
参加者男性ダミー	0.0056 (0.071)
参加者年齢ダミー	-0.0009 (0.002)
参加者高学歴ダミー	-0.0444 (0.108)
ラウンドダミー 2	0.0190 (0.102)
ラウンドダミー 3	0.0080 (0.102)
ラウンドダミー 4	0.0069 (0.102)
ラウンドダミー 5	0.0591 (0.102)
ラウンドダミー 6	0.0329 (0.103)
村ダミー 2	0.0133 (0.115)
村ダミー 3	-0.0558 (0.110)
村ダミー 4	-0.0424 (0.108)
村ダミー 5	0.0242 (0.108)
村ダミー 6	0.0083 (0.108)
調査員ダミー 2	0.0151 (0.139)
調査員ダミー 3	-0.0020 (0.139)
調査員ダミー 4	-0.0070 (0.134)

調査員ダミー 5	-0.0045 (0.137)
調査員ダミー 6	0.0301 (0.134)
調査員ダミー 7	-0.0045 (0.137)
調査員ダミー 8	0.0301 (0.136)
調査員ダミー 9	0.0439 (0.133)
調査員ダミー 10	0.0222 (0.146)
調査員ダミー 11	0.139 (0.153)
標本数	4852

注：括弧内は標準誤差を示す。数値は全て非有意であった。

〈学部学生部門 (Undergraduate student category)〉

【歴史・思想・その他部門 (Category of History, Philosophy and other)】

優秀賞 (Outstanding essay award)

植民地朝鮮知識人の「東亜協同体論」

——「対日協力」の論理を解き明かす——

早稲田大学政治経済学部政治学科

4年 山 中 岳

要旨

本論文は、日中戦争期の日本において近衛文麿のブレーン集団である昭和研究会のメンバーを中心として提唱され、内地の論壇を席卷した「東亜協同体論」に対する植民地朝鮮知識人の応答を、思想史的方法によって分析することを目的としたものである。

具体的な研究方法としては、彼らの東亜協同体論を「民族主体性」と「戦時社会変革」という二つの論理によって説明する先行研究の分析モデルを受け継ぎながら、①先行研究で過大に評価されてきた「民族主体性」の論理を相対化する、②「戦時社会変革」の論理の背景要因として、先行研究が用いてきた「親日ナショナリズム」という分析概念に替えて、「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」という分析概念を導入する、という二つの仮説を設定した。そして、第2章で社会分析を通して仮説①の検証を、第3章でテキスト分析を通して仮説②の検証を行った。結果的に、朝鮮知識人の東亜協同体論の二つの論理の中で、「戦時社会変革」が占める比重をより大きく評価すべきであること、そしてその「戦時社会変革」は、朝鮮知識人の「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」に基づいて希求されたものであることが明らかになった。

このような研究結果は、先行研究に対して二つの新規性を持つ。

まず一つ目に、従来の朝鮮史研究の民族主義的な分析モデルを批判しながら、結局は朝鮮知識人の東亜協同体論をその「民族主体性」の論理によって評価してきた先行研究に対して、彼らにとっては「民族主体性」よりも「戦時社会変革」が重要な目的であったことを示すことで、そのような英雄主義的な見方を相対化することができた。

二つ目に、そうした「民族主体性」を過大評価する研究に対して、「戦時社会変革」の論理を再評価しようと試みた先行研究は既に存在するが、そうした研究では、反対に朝鮮知識人の東亜協同体論が持つ暴力性が過剰に評価される傾向があった。それに対して、本論文では「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」という新たな分析概念を導入することで、彼らの「戦時社会変革」は暴力性ではなく、むしろ切迫した危機意識に基づいて

希求されたものであることを明らかにすることができた。

キーワード：東亜協同体論、対日協力、民族主体性、戦時社会変革、転向、危機意識

はじめに

本論文の主題である「東亜協同体論」とは、日中戦争期の日本において、近衛文麿のブレーン集団である昭和研究会のメンバーを中心として提唱された、東亜における新秩序の建設を目指す政治思想のことを指す⁽¹⁾。その代表的な論者は三木清、蠟山政道、尾崎秀実などの左派知識人であり、明治以来のアジア主義の理論的枠組みに則って西洋に対する東洋及び日本の優越性を強調しながら、社会主義の理念を取り入れた統制的な国家体制を構想する、いわば復古的であると同時に革新的な思想であった。そして、東亜協同体論は当時、内地の知識人や諸政治勢力によって好意的に受け止められ、論壇では連日論争が繰り広げられた。また、日本の植民地であった朝鮮や台湾、目下戦闘状態にあった中国においても、東亜協同体論の論理に現状変革の可能性を見出し、積極的な応答を試みる勢力が現れた。だが、様々な政治勢力を包摂することができた懐の広さは、それが確固たる思想的軸を確立し得なかったことの裏返しでもあり、実際に東亜協同体論はほとんど建設的な成果を生み出すことなく、いつしか「大東亜共栄圏」や「近代の超克」といった新たな標語に取って代わられていくこととなった⁽²⁾。

戦後の日本政治思想史研究において、東亜協同体論やその発展形である近代の超克論は、アジア主義研究者や社会主義研究者によって盛んに研究されてきたものの、そうした研究は日本政治思想史の内向きな研究体制と、東アジア周辺諸国が閉鎖的な言論体制を敷いていたことも相まって、内地の言論空間において東亜協同体論がどのような影響力を持っていたかを検討するに留まるものが多かった。しかし、2000年代初頭に米谷匡史、戸邊秀明、洪宗郁らを中心に結成された「〈植民地／近代の超克〉研究会」によって当時の朝鮮知識人による東亜協同体論への応答が再発見されたことで、内地の言論空間に留まらない、東亜協同体論の越境的な思想ネットワークが注目されるようになった⁽³⁾。本論文もそうした〈植民地／近代の超克〉研究会の研究成果から大きなインスピレーションを受け、植民地朝鮮の東亜協同体論を思想史的方法によって分析することを目的としたものである。なお、本論文では台湾や中国の知識人による東亜協同体論への応答については扱わないが、それらについても近年興味深い研究が多数発表されており、今後の比較研究が待たれる⁽⁴⁾。

本論に入る前に、論文全体の構成を簡単に説明しておく。まず、第1章では朝鮮知識人の東亜協同体論についての先行研究を整理した上で、そうした先行研究に欠けている観点について考察する。次

(1) マイルズ・フレッチャー著、竹内洋・井上義和訳『知識人とファシズム—近衛新体制と昭和研究会—』柏書房、2011年、pp. 185-229

(2) 同上、pp. 230-261

(3) 関東暉『植民地朝鮮と〈近代の超克〉—戦時期帝国日本の思想史的一断面—』法政大学出版局、2024年、pp. 14-16

(4) 代表的なものに、松谷基和著『汪精衛政権の『大亞州主義』とその実現構想』、松浦正孝編著『アジア主義は何を語るのか—記憶・権力・価値—』ミネルヴァ書房、2013年、など。

に、第2章では日中戦争期の朝鮮の社会状況を分析し、それが朝鮮知識人の東亜協同体論に与えた影響を考察する。そして第3章では、朝鮮知識人の東亜協同体論をテキスト内在的に分析し、先行研究では注目されてこなかった彼らの思想内容を明らかにする。

第1章 先行研究の状況

本章では植民地朝鮮の知識人による東亜協同体論についての先行研究を整理した上で、それらにおいて欠けている観点について考察する。

始めに、テーマの特性上、一次資料の状況について整理しておく。前述のように、戦後の日本政治思想史研究において、朝鮮知識人による東亜協同体論が研究対象として浮上してきたのは、2000年代初頭に〈植民地／近代の超克〉研究会によってテキストの再発見が行われて以降である。当研究会は東京外語大学・海外事情研究所発行の年刊誌『Quadrante』の第6号（2004）、第7号（2005）、第11号（2011）に、それぞれ「資料と証言Ⅰ 日中戦争期・朝鮮知識人の東亜協同体論」、「資料と証言Ⅱ 日中戦争期・朝鮮知識人の内鮮一体論」、「資料と証言Ⅲ 日中戦争期・朝鮮知識人の統制経済論」と題して、日中戦争期の朝鮮知識人のテキストを翻訳、紹介している。また、韓国でも2017年にソウル大学校出版文化院から『식민지 지식인의 근대 초극론（植民地知識人の近代超克論）』と題して、より広範なテキストを収録、解説した資料集を出版している。本論文における一次資料は全てこれらの資料集に依拠している。なお、特に本論文と関連度の高い「資料と証言Ⅰ 日中戦争期・朝鮮知識人の東亜協同体論」、「資料と証言Ⅱ 日中戦争期・朝鮮知識人の内鮮一体論」、「資料と証言Ⅲ 日中戦争期・朝鮮知識人の統制経済論」については、ここで簡単に収録内容を紹介しておく。

「資料と証言Ⅰ」では、『三千里』11巻1号（1939年1月）から金明植「建設意識と大陸進出」、印貞植「東亜の再編成と朝鮮人」、車載貞「東亜の新秩序と革新」、『人文評論』創刊号（1939年10月）から徐寅植「文化における全体と個人」、『人文評論』2巻7号（1940年7月）から朴致祐「東亜協同体論の一省察」の計5編が翻訳、紹介されている⁽⁵⁾。特に最初の3編は「東亜協同体論と朝鮮」と題した小特集として当時の誌面に掲載されたものであり、東亜新秩序声明以降、朝鮮の論壇においても東亜協同体論が盛り上がりを見せていたことが分かる。

「資料と証言Ⅱ」では、『鉅業朝鮮』5巻1号（1940年1月）から金明植「内鮮一体の具体的実現過程」、『人文評論』2巻1号（1940年1月）から印貞植「内鮮一体の文化的理念」、『三千里』12巻3号（1940年3月）から玄永燮「『内鮮一体』と朝鮮人の個性問題」、金明植「『氏制度』の創設と鮮満一如」、印貞植「『内鮮一体』と言語」、金漢卿「共同運命への結合とその還元論」、金斗禎「興亜の大使命として見た『内鮮一体』」の計7編が翻訳、紹介されている⁽⁶⁾。朝鮮知識人にとって東亜協同体

(5) 戸邊秀明「資料と証言Ⅰ 日中戦争期・朝鮮知識人の東亜協同体論 資料解題」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第6号、2004年3月、p. 339

(6) 崔真碩「資料と証言Ⅱ 日中戦争期・朝鮮知識人の内鮮一体論 資料解題」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第7号、2005年3月、p. 291

論は「内鮮一体」の問題と裏表の関係にあった。すなわち、日本政府が「日満支三国の連携」を掲げる中で、彼らは、植民地たる朝鮮はその「日」の中に完全に溶け込んでいくべきなのか、それとも第4のアクターとして朝鮮民族の独自性を保持していくべきなのか⁽⁷⁾、という問題に直面せざるを得なかったのである。そのため、これらの論考は東亜協同体論を正面から論じている訳ではないものの、内鮮一体に対する態度表明の中に、彼ら自身の東亜協同体論が明確に反映されている。

「資料と証言Ⅲ」では、『朝光』5巻9号（1939年9月）から金明植「長期事变下の経済情勢—統制経済から計画経済へ—」、『東洋之光』1巻2号（1939年2月）と1巻6号（1939年6月）から印貞植「戦時体制下の朝鮮経済(1)・(2)」、『朝光』6巻1号（1940年1月）から金明植「朝鮮経済の独自性」、『朝鮮総督府調査月報』12巻2号（1941年2月）から印貞植「朝鮮に於ける国土計画と農業計画」、『春秋』2巻2号（1941年3月）から尹行重「経済計画の理論」、『春秋』2巻7号（1941年8月）から朴克采「東亜広域経済の基本問題」の計6編が翻訳、紹介されている⁽⁸⁾。東亜協同体論に応答した朝鮮知識人は、そのほとんどが社会主義からの「転向」者であった。彼らは、唯物史観に基づいて、戦時統制的な志向性を持つ東亜協同体論が朝鮮の封建的農村社会の近代化に繋がると考えたからこそ、それに積極的な応答を行ったのだ。上記の論考では、彼らが内地の東亜協同体論に、よりラディカルな統制経済論を付け加えることで、朝鮮社会の効率的な近代化を図ろうとする様子が見てとれる。

次に、二次資料の整理を行う。これについても、まずは上記の「資料と証言Ⅰ」に付属している戸邊秀明（2004）の資料解題が先駆的な研究として挙げられる。戸邊（2004）はまず、第二次大戦後の東洋政治思想史研究において朝鮮知識人の東亜協同体論が長らく忘れ去られてきた原因として、日韓双方のアカデミアの研究姿勢の問題点を指摘する。すなわち、日本側の研究は1930年代当時の日本がアジアの複数の異民族を支配する「帝国」であったという事実を忘却して、もっぱら内地の論壇における議論のみを分析対象としており、また韓国側の研究も、解放後の民族主義の影響によって、東亜協同体論に応答した知識人たちを「親日派」として一蹴してきたため、結果としてどちらの研究領域においても当時帝国の外縁で行われていた朝鮮知識人たちの思想実践が忘れ去られてしまったのである⁽⁹⁾。そして、戸邊はこれまで「親日派」と見なされてきた彼らのテキストの中に、「民族主体性」と「戦時社会変革」への意思を発見することで、植民地期知識人の思想実践を「抗日」／「親日」の二項対立的に裁断してきた韓国近現代史研究の典型的な分析モデルを脱構築しようと試みている⁽¹⁰⁾。この時、戸邊が「親日」に換えて用いているのが「対日協力」という分析概念である⁽¹¹⁾。これは従来

(7) この時、同じく日本の植民地であった台湾や樺太、更には言えば内地の中にあっても独自の文化的背景を持っていた北海道や沖縄について触れているテキストは今のところ発見できていない。

(8) 洪宗郁「資料と証言Ⅲ 日中戦争期・朝鮮知識人の統制経済論 資料解題」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第11号、2009年3月、p. 288。なお、印貞植の2つの論文は日本語で書かれたものであり、特に後者の「朝鮮に於ける国土計画と農業計画」は彼の創氏改名後の名前、「桐生一雄」名義である。

(9) 戸邊前掲書（2004）、pp. 339-340。戸邊は、韓国における忘却の要因として、その他に東亜共同体論が社会主義と親和性が高い思想であったこと、論者の多くが解放後「越北」していることも挙げている。（p. 351）

(10) 同上、pp. 351-352

(11) 同上、p. 340

の「抗日」/「親日」の二項対立的な分析モデルではこぼれ落ちてきた、「抗日」と「親日」が入り混じった「グレーゾーン」¹²⁾とも言うべき思想実践を包括することを目指した、価値中立的な分析概念であり、並木真人（1999）が最初に提唱したものである¹³⁾。本論文でも、こうした並木、戸邊の問題意識を引き継ぎ、朝鮮知識人の東亜協同体論を「対日協力」の一形態として分析する。

また、戸邊（2004）以外にも、〈植民地／近代の超克〉研究会のメンバーによって、崔真碩（2003）、米谷匡史（2005）、趙寛子（2007）、洪宗郁（2011）などの研究が発表されている。

崔（2003）と米谷（2005）は内地知識人の東亜協同体論、近代の超克論と朝鮮知識人の東亜協同体論を比較検討した最初の研究である、そこでは、内地の代表的な東亜協同体論者であった三木清と、朝鮮の代表的な東亜協同体論者であった朴致祐、徐寅植の論考の差異に焦点が当てられ、帝国主義批判を試みながら依然として支配への「無意識の欲望」¹⁴⁾を内包していた三木の東亜協同体論に対して、それが持つ「暴力性」を敏感に察知していた朴致祐と徐寅植が、批判的な応答を行っていたことが明らかにされている。

対照的に、趙（2007）では内地知識人の東亜協同体論と朝鮮知識人の東亜協同体論の間の論理の差異には注意が払われながらも、全体としては内地知識人と朝鮮知識人の共犯関係が強調される。この時、趙は朝鮮知識人をそうした共犯関係へと誘った論理として、「親日ナショナリズム」¹⁵⁾という分析概念を提示する。そして、「親日ナショナリズム」に基づく彼らの思想実践は、「植民地における植民地主義の再現」¹⁶⁾として、その「暴力性」に焦点が当てられるのである。その際、満洲国における朝鮮人の表象に着目する趙の視点からは、本論文も大きなインスピレーションを受けた¹⁷⁾。

洪（2011）は、東亜協同体論に応答した朝鮮知識人のほとんどが社会主義からの「転向」者であったことに着目し、その思想変容の論理を分析した研究である。特に朝鮮の社会主義者は、内地の社会主義者と異なり、「社会主義」と「(朝鮮)民族主義」という二つの思想からの転向が必要とされたという指摘は興味深い。また、他の研究が、1930年代に留まらず1920年代や1940年代にまで分析範囲を広げているのに対し、洪は基本的な分析範囲を1930年代、特に日中戦争開始から対英米開戦までの期間に絞ることで、朝鮮の言論空間において東亜協同体論が持っていた固有の意味を検討しており、本論文との関係性は最も深い先行研究である¹⁸⁾。こうした転向と東亜協同体論の間の相関関係については、第2章で詳述する。

そして、関東曄（2024）はこのような〈植民地／近代の超克〉研究会の成果を参照しながら、先行

12) 「グレーゾーン」は尹海東が最初に提唱した概念である。（尹海東著、沈熙燦・原佑介訳『植民地がつくった近代—植民地朝鮮と帝国日本のもつれを考える—』三元社、2017年、第2章を参照）

13) 並木真人「朝鮮における『植民地近代性』・『植民地公共性』・対日協力—植民地政治史・社会史研究のための予備的考察—」『国際交流研究』5号、フェリス学院大学国際交流学部、2003年3月、pp. 24-33

14) 米谷匡史「植民地／帝国の『世界史の哲学』」『日本思想史学』日本思想史学会、第37号、2005年9月、p. 15

15) 趙寛子『植民地期朝鮮／帝国日本の文化連環—ナショナリズムと反復する植民地主義—』有志舎、2007年、p. 72

16) 同上、p. 184

17) 同上、pp. 172-188

18) 洪宗郁『戦時期朝鮮の転向者たち—帝国／植民地の統合と亀裂—』有志舎、2011年、pp. 43-173

研究では自明のものとして十分に注意が払われてこなかった、内地知識人の東亜協同体論、近代の超克論における「朝鮮の不在」の問題について、三木清、高坂正顕、高山岩男らの論考に散りばめられた「朝鮮の破片」を繋ぎ合わせることで、その不在を規定している彼らの民族観を解き明かした、この分野の最新の研究書である¹⁹⁾。植民地期の朝鮮知識人を分析する時、「民族主義」という言葉は注釈なしで使われるが、そもそもの民族観が異なれば、その帰結としての「民族主義」の理解にも当然違いが生じてくる。現在の韓国で承認されている民族観からすれば「親日反民族行為者」と認定されて然るべき人物が、当時の文脈においては、自らを「民族主義者」と規定して行動をしていたとしても、何ら不思議はないのである。こうした朝鮮知識人の民族観の問題については第3章で詳述する。

さらに、朝鮮知識人の東亜協同体論を直接扱った研究ではないものの、植民地期朝鮮の「親日派」に関する林鍾国（1976）、宮田節子（1985）、並木真人（2003）、崔真碩（2005）、南富鎮（2006）、尹大石（2006）、内海愛子（2015）、尹海東（2017）、などの研究も、朝鮮知識人たちが「対日協力」を行うに至った背景を分析する上での重要な参照点である。

最後に、以上のような先行研究において欠けている観点について考察し、本章を閉じたい。前述のように、この分野の先駆的な研究である戸邊（2004）は、朝鮮知識人が東亜協同体論に積極的な応答を示し、「対日協力」を行った理由を、「民族主体性」と「戦時社会変革」という二つの論理によって説明した。この時、前者は当時民族性抹殺の危機に瀕していた朝鮮知識人に特有の論理であり、後者は内地の東亜協同体論にも共通する論理である²⁰⁾。そのため、必然的に、前者に着目する場合は朝鮮知識人の内地に対する「批判的」な態度に、後者に着目する場合は朝鮮知識人の内地との「共犯関係」に焦点が当たることとなる。そして、戸邊（2004）以降の研究は、概ね上記の分析モデルを採用しながら、崔（2003）、米谷（2005）、洪（2011）、関（2024）は前者の「民族主体性」に、趙（2007）は後者の「戦時社会変革」に焦点を当ててきた。

本論文も、戸邊（2004）の分析モデルを採用し、「民族主体性」と「戦時社会変革」の両輪で検討を行うが、その上で、特に後者の「戦時社会変革」の論理に焦点を当てる。趙（2007）以外の先行研究は、二つの論理の中で「民族主体性」が占める比重を過大に評価しており、そこでは、朝鮮知識人の東亜協同体論を見落として来た、従来の韓国史研究の民族主義的な分析モデルを批判しながら、結局彼らの思想実践を「民族主体性」によって評価するというパラドクスが生じている。本論文では、当時の朝鮮社会の状況を再検討することを通して、そうした「民族主体性」の論理を相対化することを目指す。

一方で、本論文は朝鮮知識人の東亜協同体論を「親日ナショナリズム」と紐づけ、それを「植民地における植民地主義の再現」と批判的に捉える趙（2007）の分析モデルを無批判に採用するわけではない。趙（2007）は当時の朝鮮の満洲国、中国に対する優位性を過大に評価している。確かに、1920

¹⁹⁾ 関東曙前掲書、2024年、pp. 31-150

²⁰⁾ 内地の東亜協同体論が持つ「戦時社会変革」の志向性については、米谷匡史「戦時期日本の社会思想—現代化と戦時改革—」『思想』岩波書店、第882号、1997年12月、pp. 69-120、を参照。

年代以降、華北に移住する朝鮮農民は現地の中国人農民から日本の大陸進出の尖兵と見なされており、万宝山事件に代表されるように軋轢も絶えなかった²¹⁾。また、日中戦争後期から太平洋戦争期にかけての日本の占領地では、「一等国民」としての日本（内地）人、「二等国民」として朝鮮人、その下に新たに占領された地域の人々という、多層的な階層関係が生じていたことが知られている²²⁾。しかし、そうした事情を加味しても、内地と朝鮮の間にあったような絶対的な権力関係が朝鮮と満洲国、中国の間にあった訳ではなく、朝鮮と満洲国、中国との関係を「植民地主義」というアナロジーによって表現することは、東亜新秩序内における日本（内地）とそれ以外の地域との間の非対称性を見えにくくする恐れがある。

さらに言えば、たとえ後世の歴史家の視点から見て、絶対的な権力関係が生じていたことを立証できたとしても、それと、当時の朝鮮知識人たちが主観的にどのような状況判断を行っていたのかは分けて考える必要がある。結果から逆算した色眼鏡によって、過去の事実を再現し損ねることは、歴史家が陥りがちな、そして同時に最も避けるべき誤謬である。テキストを内在的に分析すれば、彼らは「植民地主義の再現者」として占領地に対する暴力性をむき出しにするどころか、むしろ占領地が拡大する中で朝鮮の地位が相対的に低下して行くことに切迫した危機感を抱いていた様子が見えてくる。本論文では、朝鮮知識人を「戦時社会変革」という論理へと導いた背景要因として、「親日ナショナリズム」を強調する趙（2007）の分析モデルに替えて、「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」という、幾らか穏健な分析概念を提示したい。彼らは朝鮮と満洲国、中国の間にある上下関係を認識して、植民地主義的な欲望を実現すべく「戦時社会変革」を図ったのではなく、満洲国と中国をむしろ朝鮮よりも上位に位置する存在と認識し、そうした危機的な状況から脱するべく「戦時社会変革」を図ったのではないだろうか。

以上のように、本論文は朝鮮知識人が東亜協同体論に積極的な応答を行った理由を「民族主体性」と「戦時社会変革」という二つの論理によって説明する戸邊（2004）の分析モデルを採用した上で、それに連なる先行研究に対して二つの新規性を付け加えることを目指すものである。一つ目は、当時の朝鮮社会状況を再検討することで、これまで過大に評価されてきた「民族主体性」の論理を相対化すること。二つ目は彼らが「戦時社会変革」を求めた動機として「親日ナショナリズム」に替えて「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」という分析概念を提示することである。ここからは、上記二つの仮説を検証していく。

第2章 日中戦争期の朝鮮社会状況

政治思想研究には大きく分けて二つの方法がある。一つはある人物の思想を普遍的な価値基準と照

²¹⁾ 劉傑「『反日』・『反中』循環のなかの日中外交—満洲事変前夜—」, 劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を越える歴史認識—日中対話の試み—』東京大学出版会, 2006年

²²⁾ 並木前掲書, 2003年, p. 21

らし合わせてその妥当性を問う規範政治理論的な方法、もう一つはある人物の思想をなるべく当時の社会的文脈と照らし合わせて理解しようとする政治思想史的な方法である²³⁾。政治思想の研究者は対象に応じてこの二つの方法を使い分けることが必要となる。そして、こと 1930 年代～1940 年代にかけての日本政治思想を扱う場合には、テキストに対する検閲という巨大な外部権力が存在する以上、後者の政治思想史的な方法を避けて通ることはできない。なぜならば、そうした状況下のテキストには「書きたいけれど書くことができなかったもの」、「書きたくないけれど書かなければいけなかったもの」、「本来は書くことができないものを婉曲的な言い回しで表現したもの」など、テキストを内在的に分析するだけでは見えてこない様々な含意が存在しているからである。例えば、三木清や蠟山政道のテキストを一読して、いたずらにその時局迎合性を批判することにあまり意味はない。彼らの東亜協同体論はいわば「戦時レトリック」²⁴⁾なのだ。

そして、こうしたレトリックの存在は、舞台を植民地朝鮮へと移した時により重大な問題となる。なぜならば朝鮮知識人の東亜協同体論には、内地と同様の「戦時レトリック」に加えて、「植民地レトリック」が働いているからである。そのため、彼らの政治思想を研究する際には、まずはそうした二重のレトリックの存在を認識し、それらをはぎ取った上で、彼らの真意にたどり着く必要がある。そこで、本章では次章でテキストの内在的な分析に入る前段階として、日中戦争期の朝鮮の社会状況を検討し、それが朝鮮知識人の東亜協同体論に与えた影響について考察する。

第 1 節 日中戦争期における朝鮮総督府の主要政策

日中戦争期の朝鮮の社会状況については、日本は勿論、実は韓国でもあまり研究が進んでいない。洪（2011）によれば、韓国における植民地朝鮮時代の研究は三・一独立運動以後の「文化政治」期に集中しており、日中戦争期については長らく注目されてこなかったという²⁵⁾。義務教育で使用される歴史教科書においても、日中戦争期に入ると中国関内や満洲などの国外における民族解放運動に叙述の中心が移り、国内における朝鮮知識人の活動は「皇民化政策」という象徴的なフレーズによって不可視化されてしまう傾向が見られる²⁶⁾。このように、解放後の民族主義によって「正統な歴史」が取捨選択された結果、戦時期の国内における思想実践が自国史から欠落していることは「亡命者史観」²⁷⁾と批判されており、近年は少しずつ研究も進展しているが、依然として「抗日」／「親日」の二項対立モデルが優勢である。同様の傾向は北朝鮮でも確認されており、満洲における抗日パルチザン活動のみが「革命の伝統」として承認されている²⁸⁾。そのため、日中戦争期の朝鮮総督府の主要政策について、ここで改めて整理しておく（表 1）。

²³⁾ 小野紀明『政治思想史と理論のあいだ―「他者」をめぐる対話―』岩波書店、2022 年、pp. 1-5

²⁴⁾ 内田弘「三木清の戦時レトリックと戦時日本論」『社会科学年報』専修大学社会科学研究所、2007 年、pp. 77-102

²⁵⁾ 洪前掲書、2011 年、pp. 6-7

²⁶⁾ 同上、pp. 6-7、また、管見でも同様の傾向が確認された。（イ・インソク、チョン・ヘンニョル、パク・チュンヒョン、パク・ボミ、キム・サンギユ、イム・ヘンマン著、三橋広夫、三橋尚子訳（2013）『韓国の歴史教科書』明石書店）

²⁷⁾ 並木前掲書、2003 年、p. 2

²⁸⁾ 洪前掲書、2011 年、p. 7

表1 日中戦争開始～太平洋戦争突入までの朝鮮総督府の主要政策⁽²⁹⁾

1937年7月	日中戦争開始。
1937年10月	「皇国臣民ノ誓詞」制定。
1938年2月	陸軍特別志願兵令公布。
1938年3月	第三次朝鮮教育令公布。(朝鮮語教育の実質的な禁止)
1938年5月	国家総動員法が朝鮮に延長施行。
1938年7月	国民精神総動員朝鮮連盟発足。
1938年11月	東亜新秩序声明発表。(東亜協同体論の隆盛)
1939年9月	国民徴用令公布。
1939年10月	朝鮮文人協会が発足。
1939年11月	改正朝鮮民事令公布。(創氏改名の実施)
1940年8月	朝鮮語の二大民間紙『朝鮮日報』、『東亜日報』が廃刊。
1941年4月	朝鮮語の文藝誌『文章』、『人文評論』が統併合され、実質的な日本語雑誌の『国民文学』が創刊。

こうして見てみると、三・一独立運動以後の「文化政治」期から、日中戦争の勃発を境に明確に総督府の統治政策が同化政策、いわゆる「皇民化政策」へと変化していることが分かる⁽³⁰⁾。「内鮮一体」のスローガンのもと、それまでの経営主義的で形式的な統治が、個人の精神面にまで侵食する理念的な統治へと変化したのである。このような社会状況を考慮すると、やはり東亜協同体論に積極的に応答した朝鮮知識人たちを「親日派」と裁断することは、いささか酷であるように思われる。むしろ、当時の朝鮮知識人にとって、官製イデオロギーである東亜協同体論に一筋の希望を見出して「戦時社会変革」を試みることは、与えられた状況の中でできる、もっとも合理的な思想実践だったのである。

第2節 日中戦争と朝鮮の「転向」者たち

東亜協同体論に応答した朝鮮知識人は、そのほとんどが社会主義からの「転向」者だった。そのため、彼らの東亜協同体論について分析する上で、朝鮮社会主義者の転向の問題を避けて通ることはできない。

この点について、洪(2011)は1930年代に入り朝鮮でも内地と同様に転向者が続出したこと、そしてそのピークには内地と朝鮮で時間的なズレがあったことを指摘する⁽³¹⁾。内地では1933年の佐野学と鍋山貞親の転向声明を受けて、共産党が壊滅するほどの大量転向が生じたのに対し、朝鮮では日中戦争が勃発し日本が占領地を拡大して行った1937年～1938年にかけて、最も大量の転向者が生じたというのである⁽³²⁾。洪は、このようなズレは朝鮮社会主義者の民族主義から生じたものであると分

(29) 内海愛子「朝鮮人BC級戦犯関係年表」『朝鮮人BC級戦犯の記録』岩波書店、2015年、を基に加筆して作成した。

(30) こうした政策が、時局に対応すべく官僚的に決定されたものであるのか、それとも当時の朝鮮総督である南次郎の属人的な判断に依拠したものであるのかについては今後の検討課題としたい。

(31) 洪前掲書、2011年、pp. 4-5

析する。すなわち、内地の社会主義者たちは、自己を根本から規定するイデオロギーを放棄しても、天皇制という民族の伝統や日本国家という共同体へと自然に帰依することができた。だが、朝鮮社会主義者にとって、その「帰るべき場所」は既に植民地統治によって奪われており、転向はそのまま自己のアイデンティティの喪失を意味していたため、内地と比べて転向への誘因が弱かったのだ³³。彼らが社会主義思想を放棄するためには、「民族主体性」を諦め日本人と完全に同一化して日本国家へと帰依するか、もしくは「民族主体性」の問題を解決する新たな思想が必要だった。そして、日中戦争こそが、その双方を後押しする出来事だったのである。日中戦争における日本の圧倒的な軍事力とそれを静観するソ連の外交戦略は、朝鮮の社会主義者たちに衝撃を与え、「民族主体性」を諦めて日本国家へと帰依することを選択するものが続出した。同時に、その過程で日本政府が提示した東亜新秩序声明と、そこから派生した東亜協同体論は、依然として「民族主体性」にこだわりを見せていた朝鮮社会主義者たちにとっても、その難題を解決する可能性を持った新たな思想として受け容れられた。こうして、1937年～1938年にかけて、朝鮮では社会主義者の大量転向が生じたというわけだ³⁴。

このような洪の分析は、これまで〈植民地／近代の超克〉研究会の中で、広く受け容れられてきたようである³⁵。だが、当時の朝鮮総督府内部資料を改めて分析してみると、こうした洪の分析には疑問符がつく。例えば、治安維持法の1928年の一部改正後から1941年の全面改正前までの期間の年度別処分表を見てみよう³⁶（表2）。

確かに、1937年の日中戦争開始以降は受理人数、起訴人数共に減少傾向にあり、特に1940年の受理人数286人、起訴人数141人は1929年以降で最少の値となっていることが確認できる。しかし、1930年代全体で受理人数を見てみると、ピークを迎えた1932年の4581人から、既に翌1933年には2007人まで半減しており、日中戦争開始前の1936年の時点では746人とピーク時の6分の1の水準にまで減少していることが分かる。この表から読み取れるのは、満洲事変（1931年9月～1933年5月）と日中戦争（1937年7月～）という二つの社会変動に呼応して政治運動が活発化し、その後情勢が膠着して行くに連れて運動が衰退していること、そして、佐野・鍋山の転向声明があった1933年以降、朝鮮でも内地と同様に運動が大幅に衰退していることの二点であり、洪が指摘するような日中戦争を契機とした大量転向現象は見えてこない。

それでは次に、獄内の社会主義者の転向状態を見てみよう（表3）。

管見では1939年以降を対象にした同様の調査結果を発見することができなかったため、傾向を論じるには若干データの説得力に欠けるが、確かに日中戦争開始後の1938年末になると全治安維持法違反受刑者に占める「転向者」の割合が50%の大半に乗っていることが確認できる。しかし、これに関しても、「転向者」の割合は1934年から一貫して上昇傾向にあり、また「非転向者」の割合がほ

³² 同上, pp. 48-49

³³ 同上, p. 24

³⁴ 同上, pp. 43-89

³⁵ 崔（2003）、戸邊（2004）、趙（2007）、関（2024）ではこうした洪のテーゼがそのまま引用されている。

³⁶ もちろん、治安維持法違反事件の処分件数の増減は、転向者の増減傾向を正確に反映しているとはいえないが、集計不能な獄外の社会主義者の転向状態を推定する上では一つの目安となる指標である。

表2 朝鮮における1928～1940年の治安維持法違反事件年度別処分調³⁷⁾

	受理	起訴	不起訴	其他	処分計
	件数/人数	件数/人数	件数/人数	件数/人数	件数/人数
1929	206件/1271人	106件/443人	71件/763人	32件/132人	209件/1338人
1930	252件/2661人	140件/690人	89件/1814人	19件/91人	248件/2595人
1931	180件/1708人	99件/631人	67件/1003人	13件/50人	181件/1706人
1932	254件/4581人	139件/1011人	70件/2899人	27件/501人	256件/4411人
1933	205件/2007人	115件/539人	77件/1455人	13件/39人	205件/2033人
1934	145件/2063人	84件/518人	30件/1332人	10件/29人	144件/1879人
1935	135件/1478人	76件/473人	45件/1097人	12件/64人	133件/1634人
1936	127件/746人	60件/276人	45件/431人	16件/27人	121件/734人
1937	91件/1263人	51件/409人	31件/799人	8件/51人	90件/1259人
1938	82件/987人	36件/283人	38件/601人	6件/93人	80件/977人
1939	57件/790人	38件/353人	14件/386人	3件/46人	55件/785人
1940	43件/286人	24件/141人	17件/138人	0件/0人	41件/279人

表3 朝鮮における1934～1938年の治安維持法違反受刑者の転向状態³⁸⁾

	転向者	準転向者	非転向者	未調査者	総計
1934	178人 (21.5%)	226人 (27.3%)	137人 (16.5%)	287人 (34.7%)	828人 (100%)
1935	182人 (26.1%)	196人 (28.0%)	152人 (21.7%)	170人 (24.3%)	701人 (100%)
1936	190人 (31.0%)	152人 (24.8%)	177人 (28.9%)	94人 (15.3%)	613人 (100%)
1937	196人 (37.5%)	113人 (21.6%)	118人 (22.6%)	96人 (18.4%)	523人 (100%)
1938	219人 (52.3%)	44人 (10.5%)	108人 (25.8%)	48人 (11.5%)	419人 (100%)

とんど変化していないため、日中戦争を機に大量転向が生じたと結論付けるのは困難だろう。強いて言えば、「準転向者」の割合がそれ以前と比べて明確に変化しているのが目に付くが、これは1936年12月に内地に続いて朝鮮でも施行され、1937年から本格的な運用が行われた思想犯保護観察令の影響と考えるべきである。

このように、日中戦争をきっかけに「民族主体性」の問題が放棄/解決されたことで、それまで転向を拒んでいた朝鮮社会主義者たちが一斉に転向を行ったとする洪（2011）の分析は妥当ではない。内地と同様、朝鮮においても、日中戦争の開始以前から既に社会主義者の大量転向現象は始まってお

³⁷⁾ 朝鮮総督府高等法院『思想彙報』高麗書林、1988年6月、(8号, p. 58-60) (10号, p. 287) (14号, p. 265) (18号, p. 205) (22号, p. 247) (続刊, p. 197)

³⁸⁾ 朝鮮総督府高等法院『思想彙報』高麗書林、1988年6月、20号, p. 287-288, 「転向者」は、(い) 詭激思想を放棄し、一切の社会運動より離脱せんことを誓いたるもの、(ろ) 詭激思想を放棄し将来合法的社会運動に進出せんとするもの、(は) 詭激思想を放棄したるも合法的社会運動に対する態度未定のもの、の合計。「準転向者」は、(に) 抱懐する詭激思想に動揺を来し放棄する見込あるもの、(ほ) 詭激思想は放棄せざるも一切の社会運動より離脱せんことを誓いたるもの、の合計。

り、彼らは、洪が指摘するほど「民族主体性」に固執していた訳ではない。実際に「資料と証言Ⅰ」、「資料と証言Ⅱ」、「資料と証言Ⅲ」で紹介されている10人の知識人の中でも、金明植、車載貞、玄永燮、金漢卿、金斗禎の5人は明確に日中戦争以前に転向を行っている。

そのため、朝鮮知識人の東亜協同体論の目的が「民族主体性」問題の解決にあったとする、洪(2011)の分析も相対化される必要がある。彼らにとって「民族主体性」が重要な問題だったことは確かだが、事実それは1930年代を通じて放棄されつつあったのであり、それだけが日中戦争期の彼らを、総督府側も驚くほどの積極的な「対日協力」へと駆り立てたとは考えにくい。それ以前とは異なる、日中戦争期に特有の論理が存在したと考えるのが自然であろう。すなわち、前章で提示した「民族主体性」と「戦時社会変革」という二つの論理のうち、むしろ後者の「戦時社会変革」がより主要な目的だったと考えるべきである。次章では、実際に朝鮮知識人のテキストを分析し、そうした二つの論理が彼らのテキストの中にどのように表れているかを検討する。

第3章 朝鮮知識人にとっての「東亜協同体論」

本章では金明植と印貞植という二人の朝鮮知識人のテキストを内在的に分析することで、彼らの東亜協同体論を規定している「民族主体性」と「戦時社会変革」という二つの論理を明らかにする。そして、特に後者の「戦時社会変革」を導く背景要因として、「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」が存在していることを検証する。

テキスト分析に入る前に、まずはそうした危機意識が生じる仕組みをモデル化してみよう。朝鮮知識人の東亜協同体論を読むと、彼らは当時の東アジア情勢に対して、概ね日本(内地)、朝鮮、満洲国、中国という4つのアクターを想定していたことが分かる。これは「日満支三国の連携」という日本政府の公式見解や、専ら日本と中国の二国間関係に関心を持っていた内地の東亜協同体論者に対して、日本内部における朝鮮民族の自立性を訴える、彼ら独自の見解である。この時、彼らの眼にはその4者の力関係はどのように映っていたのだろうか。

まず、「日満支三国の連携」を掲げる日本政府が、朝鮮を独立したアクターとして認識していないことは明らかだった。もちろんそれは、朝鮮人は内地人と同じく「日本人」として、東亜新秩序において満洲国や中国に対して指導的な立場にあると積極的に解釈する³⁹⁾ことも論理的には可能であったが、「同化しながら差別する」実際の統治政策を肌で体感している彼らにしてみれば、やはり朝鮮が満洲国や中国よりも低位の存在と見なされていると感じたであろう。次に、政府声明に呼応する形で提出された内地知識人による東亜協同体論は、専ら日本と中国の二者関係を問題としており、満洲国が日本の傀儡であることを暗黙の前提としている点で政府声明とは若干の異同を見せながらも、朝鮮の存在を透明化している点では政府のそれと全く同じであった。朝鮮知識人にとってみれば、内地の

³⁹⁾ 内地と朝鮮の完全な同化を主張する、玄永燮などの所謂「徹底一体」論者はこうした解釈に立っていたと思われるが、やはりそれは総督府の側から見れば都合の悪いものであり、「行き過ぎた論理」として棄却されていた。(関東曜前掲書、2024年、pp. 48-51)

左派知識人であるところの三木清、蠟山政道、尾崎秀実においてすら、朝鮮の存在にほとんど関心が払われていないという事実は、かえって政府声明の場合よりも失望感が大きかったかもしれない。そして、38年11月に内地で最初の東亜協同体論が蠟山によって提出⁽⁴⁰⁾されてから、朝鮮知識人による最初の応答が39年1月の『三千里』に掲載される⁽⁴¹⁾までの間に、水面下での日中和平工作の結実として汪兆銘が重慶を脱出している（1938年12月）ことも見逃せない。結果的にこの時の新政府樹立は失敗に終わったが、こうした動きは朝鮮知識人にも敏感に察知されていた⁽⁴²⁾。当時の朝鮮知識人にとって、抗日政権が早晚崩壊することは自明視されていたことはもちろん、汪兆銘による新政権が誕生し、彼らが東亜新秩序の内部で一定の発言権を持つていくことも、かなりのリアリティーを持って実感されていたであろう。何よりも、そのように力によって押し付けられた秩序が既成事実化され続けてきたのが、19世紀以来の「屈辱のアジア」⁽⁴³⁾だったのである。

このように、朝鮮の知識人にとって、満洲国と中国は朝鮮よりも上位の存在として東亜新秩序に編入されると考えられていた。そしてそれは、日本の植民地統治下で、ただでさえ厳しい立場に置かれていた朝鮮民族が、更なる苦境に陥ることを意味していた。だからこそ、彼らはそうした危機的な状況から脱するために、満洲国と中国に対する朝鮮の優位性を示す論理を東亜協同体論の中に読み込んでいったのである。ここからは、実際に金明植と印貞植のテキストを分析していこう。

第1節 金明植の場合

金明植は1891年済州島に生まれ、渡日して早稲田大学専門部政治経済学部に進んだのち、『東亜日報』の主筆として朝鮮言論界で活躍した人物である。同時に、朝鮮における社会主義運動の先駆者でもあり、22年には思想宣伝を理由に検挙され、朝鮮最初の社会主義者に対する裁判で懲役2年を宣告されている。しかし、その後転向すると、日中戦争期には東亜協同体論や内鮮一体について積極的な言論活動を行い、親日雑誌として悪名高い『東洋之光』の創刊に関わったことでも知られている⁽⁴⁴⁾。

1939年1月の『三千里』に掲載された「建設意識と大陸進出」の冒頭で、金は「帝国の主導下で、新東亜建設問題はすでに理論の時期を過ぎて実現の第一段階に至った」⁽⁴⁵⁾ことを宣言する。この時、金にとって建設されるべき東亜協同体とは、「政治的にデモクラシーと経済的にコレクティブと社会的にヒューマニズムを集結調和し、単一観念に組織した理想主義の新形態」⁽⁴⁶⁾であった。こうした定式化自体は三木清のそれとかなり似通っているが、その実現にあたって、金は三木とは異なり、朝鮮民族に独自の役割を付与している。それは「両支民族間で調和役」⁽⁴⁷⁾としての役割である。金は、

(40) 蠟山政道「東亜協同体の理論」『改造』改造社、1938年11月

(41) 金明植「建設意識と大陸進出」、印貞植「東亜の再編成と朝鮮人」、車載貞「東亜の新秩序と革新」の3編

(42) 「植民地／近代の超克」研究会編、崔真碩訳「資料と証言Ⅰ 日中戦争期・朝鮮知識人の東亜協同体論」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第6号、2004年3月、p. 353、（金明植「建設意識と大陸進出」）

(43) 岡倉天心著、岡倉古志郎訳「東洋の目覚め」『岡倉天心コレクション』筑摩書房、2012年、p. 360

(44) 戸邊前掲書、2004年、pp. 343-344

(45) 「植民地／近代の超克」研究会編、前掲書、2004年、p. 353

(46) 同上、p. 355

(47) 同上、p. 354

朝鮮民族が日中間の断絶を調和する役割を担って、東亜協同体の建設に積極的に貢献することで、従来の日本国内における苦しい立場から脱却することができると考えていた⁽⁴⁸⁾。この時、日本は西洋秩序に学んだ西欧文化の体现者として、中国はそうした西欧的なものを忌避する東方文化の体现者として、戯画化されている。

こうした「東西民族の調和役」という論理は、内地論壇における伝統的な「東西文明調和論」を思い起こさせる。確かに、金が「政治的にはデモクラシーを両民族に宣伝し、経済的にはコレクティブを、社会的にはヒューマニズムを主張し、彼らをしてそれをもって協和萬邦する意識となさしめ」⁽⁴⁹⁾よ、と主張する時、そこでは東亜協同体内部における日本（内地）の指導的な立場すらも脅かす論理が構築されているのである。

だが、1940年1月の『鉦業朝鮮』に掲載された「内鮮一体の具体的実現過程」と、1940年3月の『三千里』に掲載された「『氏制度』創設と鮮満一如」を読むと、こうした金の一見無理筋にも思えるような発想転換の裏には、「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」が存在していたことが分かる。

「内鮮一体の具体的実現過程」の中で、金は総督府が掲げる「内鮮一体」のスローガンについて、現状朝鮮の教育制度が内地とは「天地の差がある」⁽⁵⁰⁾ことを強調し、まずは義務教育制度と徴兵制度を朝鮮でも実施するべきことを主張しているが、その時引き合いに出されるのは満洲国と中国の存在である。「満洲人と朝鮮人の生活を社会的に軍事的に国際的に政治的に対比してみれば、満洲人はいずれも朝鮮人よりも優れた地位を持っており、遠からず支那人もそうなるだろうから、朝鮮人は内地人のように満洲人や支那人に応答するだけの資格がなく、内鮮協力の意義は極めて制限されざるを得ない」⁽⁵¹⁾。ここでは、1939年7月に東亜の常設機関として設置された「日満支懇談会」に朝鮮からの代表参加が認められなかったことや、1940年から朝鮮に先駆けて満洲国で徴兵制（国兵法）が実施されたことなどが念頭にありと思われる⁽⁵²⁾。また、「最近の満洲経済は早くも朝鮮経済を凌駕するほどに発展しただけでなく、独自の立場から経済政策を実行することのできる満洲国は、資材需給問題においても朝鮮より多くの便宜があることを忘れてはならない。そして、労力は朝鮮より低廉で、また動力・電力もこれから朝鮮より低廉になるかもしれない」⁽⁵³⁾とあり、経済面においても満洲国をかなり脅威視していたことが分かる。

「『氏制度』創設と鮮満一如」の中でも、金は総督府が新たに提唱し始めた「鮮満一如」というスローガンに対して、「満洲人に比べて朝鮮人の先進性は産業的にも文化的にも、日々減退することは明らか」⁽⁵⁴⁾として、朝鮮においても「満洲人に劣らない国際生活と軍事および政治生活を営む便宜と方法

(48) 同上, pp. 354-355

(49) 「植民地／近代の超克」研究会編, 前掲書, 2004, p. 355

(50) 「植民地／近代の超克」研究会編, 前掲書, 2005年, p. 312

(51) 同上, p. 314

(52) 同上, pp. 314-315

(53) 同上, p. 314

(54) 同上, p. 329

をつくっておかなければならない」⁵⁵⁾ことを主張している。

このような金の満洲国観が、「五族協和」や「王道楽土」と言った満洲国側のプロパガンダからどの程度影響を受けていたのかを推し量ることは困難であるし、そもそもそのような理想国家としての満洲国像を一概にプロパガンダとして切り捨てることができるのかについても論争が存在する⁵⁶⁾が、少なくとも同時代の朝鮮で言論活動を行っていた金にとって、伸長する満洲国や来るべき中国新政権が、東亜新秩序の階層関係の中で朝鮮よりも上位に位置する存在と考えられていたことは間違いないだろう。だからこそ、金は東亜協同体論に積極的に応答することで、「戦時社会変革」を試みたのである。

第2節 印貞植の場合

印貞植は1907年平安南道に生まれ、渡日して法政大学予科に学んだのち、在野の農業経済学者として『中央日報』などで活躍した。『朝鮮の農業機構分析』など、日本語でも4冊の著書を出版している。社会主義運動にも活発に参加しており、1929年と1938年の二度検挙されているが、武漢・広東の陥落を前に転向声明を発表した後は、「親日派」のイデオログ的存在となり、前述の『東洋之光』の編集委員も務めた⁵⁷⁾。

1939年1月の『三千里』に掲載された「東亜の再編成と朝鮮人」において、印は「武漢の陥落は、彼ら抗日政権に対する最後の決定的な打撃でないはずはない。これによって戦争は、支那側から見ても、帝国の側から見ても、確実に新たな段階に転入している」⁵⁸⁾として、「従来の長期戦争から今後の長期建設への移行」⁵⁹⁾が始まったことを宣言する。この時、印にとって長期建設とは「日本帝国を絶対盟主とする東亜の再編成」⁶⁰⁾を意味しており、それは「抗日支那のナショナリズムを超克する契機を包含すると同時に、抽象的なインターナショナリズムとも対立する」⁶¹⁾、東亜協同体の結成によって実現されるべきものであった。そして、印は読者に向けて「我が朝鮮の民衆もこのように新たに結成される（中略）東亜協同体の完成を前提としてのみ、今後の民族的運命を論じなければならなくなった」⁶²⁾と語りかける。なぜならば、「東亜協同体の理想は、日本帝国の臣民としての忠実な任務を果たす時にだけ、朝鮮民族に生存と繁栄と幸福を約束する。ここに朝鮮人の運命に関する問題における超えられない限界がある」⁶³⁾からである。つまり、ここで印は朝鮮民族が独立した国家を形成することは諦め、「日本帝国の臣民」となるべきだと主張しているのである。

⁵⁵⁾ 同上, p. 330

⁵⁶⁾ 樋口秀実「満洲国史の争点—同時代と後世の視角—」, 劉傑・三谷博・楊大慶編『国境を越える歴史認識—日中対話の試み—』東京大学出版会, 2006年, に詳しい。

⁵⁷⁾ 戸邊前掲書, 2004年, pp. 343-344

⁵⁸⁾ 「植民地／近代の超克」研究会編, 前掲書, 2004年, p. 358

⁵⁹⁾ 同上, p. 359

⁶⁰⁾ 同上, p. 359

⁶¹⁾ 同上, p. 359

⁶²⁾ 同上, p. 360

⁶³⁾ 同上, p. 360

しかし、先行研究においても指摘されているように、この部分を単に印が朝鮮の「民族主体性」の放棄を宣言したものとして読み解くのは適当ではない⁶⁴⁾。なぜならば、印は別の論考⁶⁵⁾では、内地と朝鮮の「血、肉、身魂が一つになる」⁶⁶⁾完全な同化のために、朝鮮民族は言語を含むすべての伝統文化を放棄すべきだとする玄永燮の主張を、「小児病的理論」⁶⁷⁾と酷評して、朝鮮農民の実生活を維持するために当面は言語や慣習を維持する必要があることを訴える⁶⁸⁾など、朝鮮の「民族主体性」にも細心の注意を払っていた人物だからである。それでは、印のこの発言の真意はどこにあるのだろうか。

1940年3月の『三千里』に掲載された「『内鮮一体』と言語」の中に、その謎を解くカギがある。ここでも、変わらず「朝鮮人の将来はただひたすらに旧来の民族性を止揚し、徹底して皇民化することでのみ、広濶なる前途を展望することができる」⁶⁹⁾と主張する印は、文章も後半にさしかかったところで、「ところが民族性の放棄ということを人々はしばしば誤解する」⁷⁰⁾と、論理を展開する。いわく、印にとって皇民化とはあくまでも「精神と内容の問題」⁷¹⁾であって、「形式と政治の問題」⁷²⁾ではなく、皇民化は「言語と生活様式の伝統を放棄することによってなされるのではなく、皇民としての情熱と感情を意識することによって」⁷³⁾達成されるものなのである。そして、印は「皇民化があくまで精神と内容の問題であるというのは、内地人の中でも過去にも非国民的な要素がなくはなかったし、また現今においても個人の私利私欲のみを貪る非国民的な資本家や商人が多いことからわかる」⁷⁴⁾と続ける。この時、印は明らかに当時内地で京都学派の哲学者たちが主張していたような、能動的に「なる」ものとしての新たな民族観を採用している⁷⁵⁾。つまり、印が朝鮮の人々に対して「旧来の民族性を止揚し、徹底して皇民化すること」⁷⁶⁾を要求する時、その論理はそのまま内地の人々にも適用され得るものである。印にとっては、内地人＝日本民族も朝鮮人と同じように、旧来の民族性を止揚して新たに日本帝国の臣民に「なる」必要があるのだ。続けて、印は「朝鮮の文化と言語と伝統を廃棄する考えはない、良いものはあくまでも継承する」⁷⁷⁾という南朝鮮総督の言葉を引用して賛同を示す。そして「皇室だけを中心に推載し、皇室だけを尊重し、皇室と人間でのみ差別を是認する新日本主義の革新思想は、二・二六事件以来、経済、政治、文化など各分野を通じて、偉大なる歴史的潮流を形成しながら、明日の帝国政権を左右せんとする」⁷⁸⁾と述べる時、いよいよ印の真意は明らかであろう。

64) 戸邊前掲書、2004年、pp. 344-347

65) 1940年1月の『人文評論』に掲載された「内鮮一体の文化的理念」。(『植民地／近代の超克』研究会編、前掲書、2005年、pp. 316-319)

66) 同上、p. 320

67) 同上、p. 317

68) 同上、pp. 318-319

69) 同上、p. 332

70) 同上、p. 332

71) 同上、p. 332

72) 同上、p. 332

73) 同上、p. 332

74) 同上、p. 332

75) 洪(2011)、関(2024)はそれぞれ印が同時期に発表した別のテキストを引用して、同様の指摘を行っている。

76) 『植民地／近代の超克』研究会編、前掲書、2005年、p. 332

77) 同上、p. 332

印にとっての「日本民族」とは、内地の旧来の民族性と、朝鮮の旧来の民族性がそれぞれ止揚されて、有機的に結合したものであり、内地人と朝鮮人が共に「なる」べき対象なのである。ここでは屈折した形で、内鮮の平等化が図られているのだ。

だが、このような印の論理の裏にも、「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」がべったりと張り付いている。この時、前節の金明植の論理が内地・満洲国・中国に対する朝鮮独自の役割を強調するものであったとすれば、印の論理は満洲国や中国と比較して「日本帝国の臣民」としての朝鮮民族の優秀性を強調する構図となっている。すなわち、時間的に最も早く日本の植民地となったことが、逆説的に朝鮮民族の先進性、臣民としての優秀性を担保するのである。

例えば、「東亜の再編成と朝鮮人」において、印は「大陸兵站基地」として朝鮮が満洲国や中国よりも優れている理由として、域内に近代かつ日本的な教育を受けて日本語を解する人々が大量に存在することと、重工業の前提となる下請工業が既に発展していることの二つを挙げ⁷⁹⁾、そして、こうした先進性が「満洲国や北支が大陸戦線により近在するにもかかわらず、朝鮮を当面の最重要の兵站基地と選択せしめた要因」⁸⁰⁾であると述べる。また、満洲事変以来、張鼓峰事件においても日中戦争においても「為政者の杞憂に反して朝鮮人は一条乱れずに最後まで帝国の側で忠誠を尽くし、近代国民としての組織性を示した」⁸¹⁾ことをもって、朝鮮民族が他の民族と比べてもっとも忠実な臣民であることの証明とする。ここで印は1919年の三・一独立運動を引き合いに出し、「個々の主義者が転向したのではなく、一個の民族としての朝鮮人が忠実な転向を示した」⁸²⁾と表現している。この時、実際にはほんの数カ月前まで社会主義者として活動していた印がどのような気持ちで筆を動かしていたのかについては推して知るべしといった感じだが、ここでは自らが直に体験してきた苛烈な思想弾圧を「朝鮮人の忠実性」と読み替えることで、帝国の臣民としての朝鮮民族の優秀性を強調しているのである。

さらに、論考の末尾で印は前節の金と同じように満洲国の徴兵制実施に触れ、「我々朝鮮人に対して莫大なる衝動を与えた」⁸³⁾と述べる。そして「志願兵制度の実施だけでは、我々はもちろん満足することができない。志願兵制度はまた、義務兵制度にまで拡大されなければならないだろう」⁸⁴⁾と続ける時、ここでは植民地化で「20年先立」⁸⁵⁾っているはずの朝鮮が、兵役義務の付与では満洲に先を越されてしまった⁸⁶⁾ことに対するもどかしさがはっきりと表れている。かつて宮田節子(1985)が指摘したように、総力戦期の朝鮮知識人においては、兵役など国民としての義務を付与されることは「差

⁷⁸⁾ 「植民地／近代の超克」研究会編、前掲書、2004年、p. 367

⁷⁹⁾ 同上、p. 362-363、もっとも、前述のように印は朝鮮人口の八割を占める農民のほとんどが教育に支出する余裕がないために、「国語」としての日本語を解さないという現実をしっかりと見据えていた。しかし、ここでは印が意図的にそれを隠しているのが分かる。

⁸⁰⁾ 同上、p. 363

⁸¹⁾ 同上、p. 364

⁸²⁾ 同上、p. 365

⁸³⁾ 同上、p. 367

⁸⁴⁾ 同上、p. 367

⁸⁵⁾ 同上、p. 363

⁸⁶⁾ 厳密に言えば彼らは満洲国民であり、日本国民ではないことは言うまでもない。

別からの脱出」の論理として、肯定的に受け止められており、また、義務の付与はその向こうに権利の獲得を期待させるものでもあった⁸⁷⁾。だからこそ、そうした義務の付与において、目下満洲国に先を越されていることは、印の危機感を煽る事態だった。そして、そうした現状に対し、「戦時社会変革」を行うためにこそ、東亜協同体論が必要とされたのである。

おわりに

本論文では、日中戦争期に日本内地の論壇を席卷した東亜協同体論に対する、朝鮮知識人の応答について検討を進めてきた。その際、彼らの東亜協同体論を「民族主体性」と「戦時社会変革」という二つの論理によって説明する戸邊（2004）以来の分析モデルを受け継ぎながら、先行研究に対して、①これまで過大に評価されてきた「民族主体性」の論理を相対化する、②「戦時社会変革」の論理の背景要因として「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」という分析概念を提示する、という二つの仮説を設定し、第2章で社会分析を通して①の検証を、第3章でテキスト分析を通して②の検証を行った。結果的に、二つの論理の中で「戦時社会変革」が占める比重をより大きく評価すべきであること、そしてその「戦時社会変革」は、朝鮮知識人の「伸長する満洲国と中国新政権の登場に対する危機意識」に基づいて希求されたことが明らかになった。加えて、第3章では先行研究であまり注意が払われてこなかった金明植と印貞植の「民族主体性」の論理についても、自分なりの解釈を提示したつもりである。

本論文では、朝鮮知識人の東亜協同体論を分析する上で、先行研究の分析モデルを「脱構築」するのではなく、その大枠を受け容れた上で、細部のバランス・論理関係を修正するという手法をとった。これは先行研究の検討を進める上で、戸邊（2004）以降の諸研究が戸邊（2004）の分析モデルを超えないことを確認し、私自身も戸邊（2004）の分析モデルを根底から作り変える必要性を感じなかったからである。しかし、東亜協同体論に代表されるような朝鮮知識人の「対日協力」とは極めて多義的な思想実践であり、一つ一つの思想を特定の分析概念に当てはめてモデル化することは、常にそれが持っていた豊かな思想性を削ぎ落としてしまう危険性と隣り合わせである。大枠としては妥当な戸邊（2004）の分析モデルについても、朝鮮知識人の東亜協同体論が持つ意義をより正確に反映するべく、その細部は依然として修正され続ける必要があるだろう。

例えば、本論文で用いてきた「戦時社会変革」とよく似た分析概念として「植民地近代」がある。これについては豊富な先行研究が存在し、近代朝鮮史研究の分野でも広く受け容れられている分析概念であるが、本論文ではそうした「植民地近代」についての先行研究にはあまり触れることができなかった⁸⁸⁾。個人的には、朝鮮の日本統治時代を長いスパンで捉える「植民地近代」に対して、それを日中・太平洋戦争期に限定したものが「戦時社会変革」であると考えているが、そうであるとすれば

⁸⁷⁾ 宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985年、pp. 148-192

⁸⁸⁾ 本論文の参考文献の中でも、並木真人（2003）、尹海東（2017）は「植民地近代」について詳細な検討を加えている。

「戦時社会変革」という分析概念は「植民地近代」に置き換えることができるのか、それとも「戦時社会変革」には単なる「植民地近代」の下位概念に留まらない固有の意味があるのか、このあたりについては今後の課題としたい。現段階では、その際、マルクス主義と近代主義の関係をどのように考えるかがポイントになると考えている。すなわち、マルクス主義を近代進歩主義の亜種と考えるならば、朝鮮の転向知識人が志向した「戦時社会変革」は「植民地近代」に置き換えることができるが、マルクス主義を近代批判の思想と考えるならば、「戦時社会変革」は「植民地近代」の下位概念ではなく、むしろ「近代の超克」を目指す論理と考える必要があるだろう。

その他にも、三木清以外の内地知識人の東亜協同体論との比較や、冒頭でも言及した台湾、中国知識人の東亜協同体論との比較など、朝鮮知識人の東亜協同体論を巡っては検討されるべき課題は山積みである。それは同時に、彼らの思想実践に依然として未発の可能性が眠っていることの証でもある。本論文に留まらず、今後もこの難題と格闘を続けていきたい。

謝辞

本論文の執筆にあたり、多くの方々からご指導・ご鞭撻を賜りました。指導教官として2年半お世話になった稲村一隆先生には、ご専門とかけ離れたテーマで卒業論文を執筆することをお許しいただき、また、熱心にご指導いただきましたこと、心より感謝申し上げます。また、学部3年次よりお世話になり、学部4年の1年間は聴講生としてゼミに参加させていただいた梅森直之先生、ゼミ生ではないにもかかわらず、幾度となく質問にご対応いただいた浅野豊美先生にも、深く御礼申し上げます。最後に、授業内外での議論を通じて多くの気づきを与えてくれた稲村ゼミの皆様、梅森ゼミの皆様、そして、草稿の段階から一貫して相談相手となってくれた安達ゼミ4年の舟木拓平君にも、感謝申し上げます。

参考文献

①一次資料（50音順）

- ・尾崎秀実著、米谷匡史編『尾崎秀実時評集―日中戦争期の東アジア―』平凡社、2004年
- ・「植民地／近代の超克」研究会編、崔真碩訳「資料と証言Ⅰ 日中戦争期・朝鮮知識人の東亜協同体論」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第6号、2004年3月、pp. 353-398、（収録：金明植「建設意識と大陸進出」、印貞植「東亜の再編成と朝鮮人」、車載貞「東亜の新秩序と革新」、徐寅植「文化における全体と個人」、朴致祐「東亜協同体論の一省察」）
- ・「植民地／近代の超克」研究会編、崔真碩・趙慶喜訳「資料と証言Ⅱ 日中戦争期・朝鮮知識人の内鮮一体論」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第7号、2005年3月、pp. 309-341、（収録：金明植「内鮮一体の具体的実現過程」、印貞植「内鮮一体の文化的理念」、玄永燮「『内鮮一体』と朝鮮人の個性問題」、金明植「『氏制度』の創設と鮮満一如」、印貞植「『内鮮一体』と言語」、金漢卿「共同運命への結合とその還元論」、金斗植「興亜の大使命として見た『内鮮一体』」）
- ・「植民地／近代の超克」研究会編、崔真碩・洪宗郁訳「資料と証言Ⅲ 日中戦争期・朝鮮知識人の統制経済論 資料解題」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第11号、2009年3月、pp. 303-360、（収録：金明植「長期事変下の経済情勢―統制経済から計画経済へ―」、印貞植「戦時体制下の朝鮮経済(1)・(2)」、金明植「朝鮮経済の独自性」、印貞植「朝鮮に於ける国土計画と農業計画」、尹行重「経済計画の理論」、朴克采「東亜広域経済の基本問題」）
- ・趙景達編『原典朝鮮近代思想史6』岩波書店、2022年
- ・洪宗郁編『식민지 지식인의 근대 조국론 (植民地知識人の近代超克論)』ソウル大学出版文化院、2017年

- ・三木清著、内田弘編『三木清 東亜協同体論集』こぶし書房、2007 年
- ・蠟山政道『東亜と世界』改造社、1941 年

②二次資料（50 音順）

- ・浅野豊美『帝国日本の植民地法制—法域統合と帝国秩序—』名古屋大学出版会、2008 年
- ・林鍾国著、大村益夫訳『親日文学論』高麗書林、1976 年
- ・内田弘「三木清の戦時レトリックと戦時日本論」『社会科学年報』専修大学社会科学研究所、2007 年、pp. 77-102
- ・内海愛子『朝鮮人 BC 級戦犯の記録』岩波書店、2015 年
- ・崔真碩「朴致祐における暴力の予感—『東亜協同体論の一省察』を中心に—」『現代思想』第 31 巻 3 号、青土社、2003 年 3 月、pp. 190-210
- ・崔真碩「資料と証言Ⅱ 日中戦争期・朝鮮知識人の内鮮一体論 資料解題」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第 7 号、2005 年 3 月、pp. 291-308
- ・趙寛子『植民地朝鮮／帝国日本の文化連環—ナショナリズムと反復する植民地主義—』有志舎、2007 年
- ・戸邊秀明「資料と証言Ⅰ 日中戦争期・朝鮮知識人の東亜協同体論 資料解題」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第 6 号、2004 年 3 月、pp. 339-352
- ・並木真人「朝鮮における『植民地近代性』・『植民地公共性』・対日協力—植民地政治史・社会史研究のための予備的考察—」『国際交流研究』5 号、フェリス学院大学国際交流学部、2003 年 3 月、pp. 1-42
- ・南富鎮『文学の植民地主義—近代朝鮮の風景と記憶—』世界思想社、2006 年
- ・洪宗郁「資料と証言Ⅲ 日中戦争期・朝鮮知識人の統制経済論 資料解題」『Quadrante』東京外語大学・海外事情研究所、第 11 号、2009 年 3 月、pp. 287-302
- ・洪宗郁『戦時期朝鮮の転向者たち—帝国／植民地の統合と亀裂—』有志舎、2011 年
- ・マイルズ・フレッチャー著、竹内洋・井上義和訳『知識人とファシズム—近衛新体制と昭和研究会—』柏書房、2011 年
- ・松浦正孝編著『アジア主義は何を語るのか—記憶・権力・価値—』ミネルヴァ書房、2013 年
- ・松田利彦『東亜連盟運動と朝鮮・朝鮮人』有志舎、2015 年
- ・宮田節子『朝鮮民衆と「皇民化」政策』未来社、1985 年
- ・関東暉『植民地朝鮮と〈近代の超克〉—戦時期帝国日本の思想史的一断面—』法政大学出版局、2024 年
- ・山室信一『思想課題としてのアジア—基軸・連鎖・投企—』岩波書店、2001 年
- ・尹大石『식민지 국민문학론（植民地国民文学論）』亦楽、2006 年
- ・尹海東著、沈熙燦・原佑介訳『植民地がつくった近代—植民地朝鮮と帝国日本のもつれを考える—』三元社、2017 年
- ・米谷匡史「戦時期日本の社会思想—現代化と戦時改革—」『思想』岩波書店、第 882 号、1997 年 12 月、pp. 69-120
- ・米谷匡史「植民地／帝国の『世界史の哲学』」『日本思想史学』日本思想史学会、第 37 号、2005 年 9 月、pp. 11-19
- ・米谷匡史『アジア／日本』岩波書店、2006 年

謝 辞

43名の教員、博士後期課程学生の皆様に審査にご協力いただきました。ここに感謝の意を表します。
(五十音順、敬称略)

浅 野 豊 美

Chen Polin

荒 木 一 法

唐 櫻 倩

栗 屋 直

唐 亮

石 山 将 仁

遠 矢 浩 規

荻 沼 隆

遠 山 祐 太

小 倉 義 明

戸 堂 康 之

押 谷 健

都 丸 潤 子

尾 野 嘉 邦

ノードストローム ロバート トール エリック

川 太 悠 史

野 口 晴 子

クヴァソフ デミトリ

日 野 愛 郎

栗 崎 周 平

深 川 由起子

河 野 勝

福 島 淑 彦

小 林 卓 人

福 元 真

近 藤 康 之

船 木 由喜彦

齋 藤 純 一

村 上 由紀子

齊 藤 泰 治

谷 澤 正 嗣

齊 藤 有希子

山 本 竜 市

清 水 和 巳

吉 田 雅 裕

セドン ジャック

吉 野 孝

高 橋 孝 平

呂 冠 宇

高 橋 遼

NGUYEN Cao Viet Hung

田 中 久 稔

早稲田大學政治經濟學會役員（五十音順）

会 長

鎮 目 雅 人

評議員

縣 公一郎
浅 古 泰史
浅 野 豊美
安 達 剛
荒 木 一法
有 村 俊秀
生 駒 美喜
稻 継 裕昭
稻 村 一隆
井 上 淳
ヴェステグロバ
上 田 晃三
梅 森 直之
大 湾 秀雄
岡 本 暁子
荻 沼 隆明
小 倉 義邦
尾 野 嘉親
片 山 宗夫
上 條 良平
河 村 耕平
クヴァソフデ
国 吉 知樹

久 保 慶 一
栗 崎 周 平
ケラムマリサ
河 野 勝
小 枝 淳子
小 西 秀樹
小 林 和夫
小 林 哲郎
小 林 麻理
小 原 隆治
近 藤 康之
西 郷 純一
齋 藤 泰希
齋 藤 有子
笹 田 栄司
清 水 和巳
下 川 哲
シュラトフヤ
ジョウ ウィ
須 賀 晃一
瀬 川 至朗
セドン ジャック

ソジェ内田恵美
高 橋 恭 子
高 橋 遼
多 湖 淳
田 中 孝彦
田 中 久稔
田 中 幹人
玉 置 健一郎
土 屋 礼子
デジャネット
唐 矢 浩亮
遠 山 祐規
遠 堂 康太
戸 丸 康之
都 村 肇
戸 内 藤 巧
中 村 理
中 村 俊
野 邊 厚
浜 野 樹
日 野 郎
平 林 宣和

深 川 由起子
福 島 淑彦
藤 井 浩司
船 木 由喜彦
プロッソー
別 所 俊一郎
星 野 匡郎
真 柄 秀子
マルティ・オ
村 上 由紀子
室 井 禎一
本 野 英子
八 木 斉正
谷 澤 治徳
山 田 竜市
山 本 孝
吉 野 孝
ロベス アル
ロミオ フレ
若 田 部 昌 澄

総務委員

金 子 昭彦
久 米 郁男

笹 倉 和 幸
高 橋 百合子

仲 内 英 三
野 口 晴 子

山 本 鉄 平

早稲田大學政治經濟學會論文コンクール優秀作論文集 第25回

2025年 3 月23日印刷

2025年 3 月25日発行

編集兼発行人 高 橋 百 合 子

早稲田大學政治經濟學會

発行所 東京都新宿区西早稲田1-6-1

早稲田大学政治經濟学術院内

印刷所 三 美 印 刷 株 式 会 社